

中央教育審議会大学分科会 質保証システム部会

基礎資料

令和3年6月

資料目次

- 1.我が国における大学の質保証の概要
- 2.大学改革の状況等
- 3.大学設置基準等(参考)
- 4.設置認可(参考)
- 5.認証評価(参考)
- 6.参考資料

1.我が国における大学の質保証の概要

我が国の公的な質保証システムの主な沿革

事前規制型の質保証システム（～平成15年）

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、**設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型**であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるもの**であり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう**大学設置基準を大綱化**するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための**自己点検・評価のシステムを導入**する必要。

【大学設置基準の大綱化】

- 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようにする必要がある。
- **大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず**、各大学が学則等において自主的に定め得るようにすることが望ましい。
- **大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討**することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】 （見直し） → 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、**不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていく**ことが必要。
- 大学の評価については、**各大学自身による自己点検・評価が基本**。

【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務**である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を**広く国民に対して提供するものとする**こととし、それを制度上位置付けることが必要。

大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

我が国の公的な質保証システムの主な沿革

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、**大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。**
- 我が国の行政システム全体の動きとして、**国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。**
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。
 設置認可の在り方の見直し（平成15年～）
 第三者評価制度の導入（平成16年～）
 法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年～）
 長期かつ安定的に学生の確保を図ることができる見直しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（平成25年～）
 【大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（報告）（平成25年2月4日）】
 上記の他にも継続的に見直し・改善を実施
 各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成30年～）
 【認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】

【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、**自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。**
 教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～）
 公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年～）
 情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）

平成15年の質保証に関する制度改正（平成13年～16年）

規制改革の動き

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

- 高等教育における自由な競争環境の整備
- ・ 大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
 - ・ 大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
 - ・ 第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、**大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備**する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

| | | |
|--|---|---|
| 設置認可の在り方の見直し ・ 設置認可の対象の見直し（届出制の導入） ・ 抑制方針の撤廃（医師、歯科医師等の養成分野は除く） ・ 審査基準の見直し（審査基準をあらかじめ法令上明確化） | 第三者評価制度の導入 ・ 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価 ・ 評価結果を公表 | 法令違反状態の大学に対する是正措置 ・ 段階的な是正措置の導入（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入） |
|--|---|---|

設置認可の見直し
 （平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

届出制度の導入（学校教育法の改正）
 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

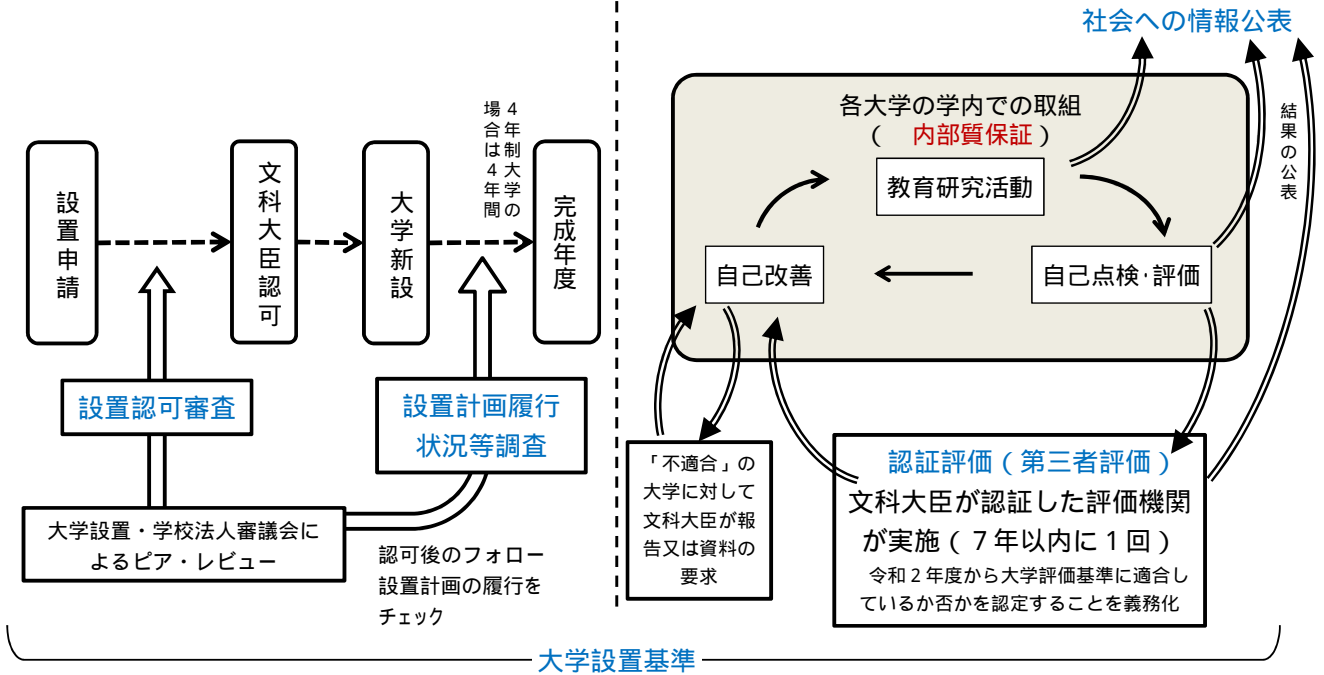
認証評価制度の導入
 （平成16年度より適用）
 （学校教育法の改正）

法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入
 （平成15年度より適用）
 （学校教育法の改正）

我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】
(大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

大学設置基準の概要

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準**に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の適用を受ける者を除く。)の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

(趣旨)

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準**とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

総則

趣旨
教育研究上の目的
入学者選抜

教育研究上の基本組織

学部・学科・課程
学部以外の基本組織

教員組織

教員組織
授業科目の担当
専任教員

教員の資格

学長、教授等の資格

収容定員

収容定員

教育課程

教育課程の編成方針・方法
単位
授業期間
授業の方法
成績評価基準等の明示
組織的な研修
昼夜開講制

卒業の要件等

単位の授与
履修科目の登録の上限
他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
長期履修・科目等履修生
卒業の要件

校地、校舎等の施設及び設備等

校地・運動場・校舎等施設
校地・校舎面積基準
図書等の資料及び図書館
附属施設
機械・器具等

事務組織等

事務組織
厚生補導の組織

共同教育課程に関する特例
国際連携学科に関する特例
雑則

外国に設ける組織
段階的整備

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

大学、大学の学部、大学の学部の学科
 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
 短期大学、短期大学の学科
 大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前々年度3月末)
 文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
 審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
 審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】

文部科学省告示として「**大学、短期大学及び高等専門学校**の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて**大学設置・学校法人審議会大学設置分科会**において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

大学等の設置認可・届出件数の推移について

平成16、18年度に申請件数が増加し、その後は減少傾向にあったが、**専門職大学の開設初年度である平成31年度から増加に転じている。**

設置届出制の導入後、設置総件数は増加したが、平成19年度以降は減少傾向にある。

・設置届出制を導入
 ・準則主義の開始
 (平成16年度開設分)

法科大学院の認可が集中
 公立: 2 私立: 46

薬学関係学科の届出が集中
 公立: 6 私立: 62

専門職大学制度の導入

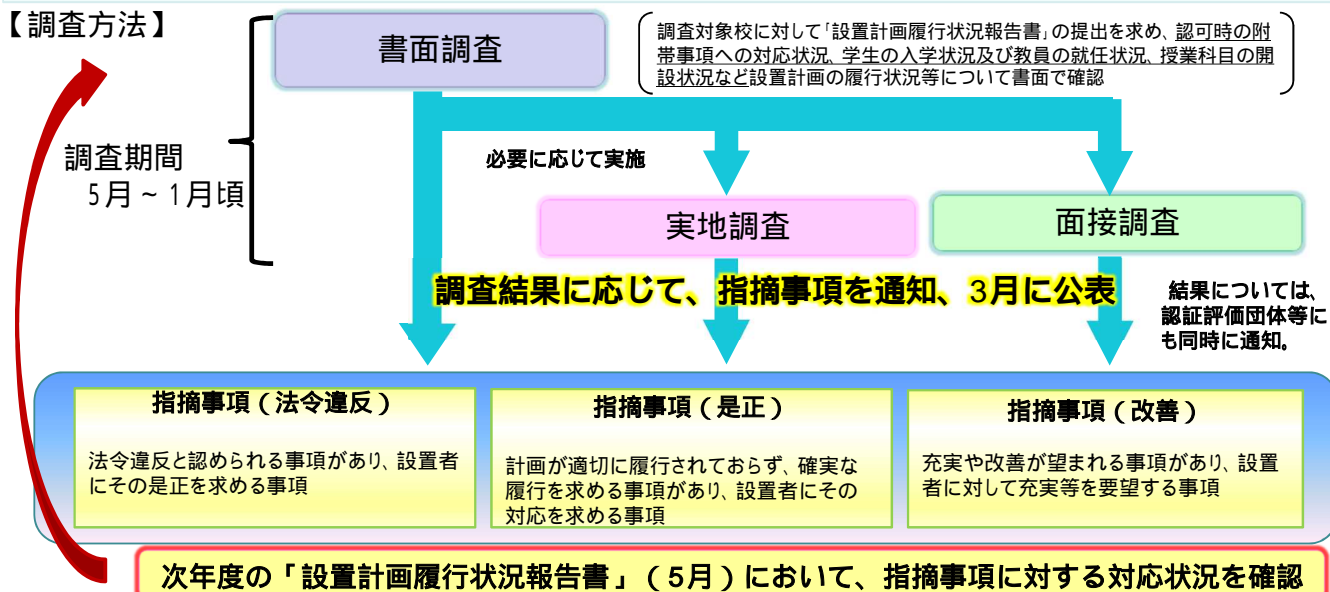
| 開設年度 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 大学 | 申請 | 22 | 30 | 20 | 20 | 15 | 25 | 18 | 24 | 17 | 14 | 17 | 8 | 10 | 9 | 5 | 6 | 5 | 1 | 9 | 8 | 20 | 24 | 15 |
| | 認可 | 22 | 29 | 20 | 20 | 15 | 25 | 18 | 20 | 15 | 13 | 15 | 5 | 8 | 9 | 3 | 5 | 3 | 0 | 8 | 7 | 7 | 11 | 10 |
| 専門職大学 | 申請 | 204 | 323 | 320 | 277 | 266 | 197 | 110 | 110 | 96 | 85 | 66 | 65 | 54 | 59 | 59 | 63 | 62 | 55 | 59 | 61 | 49 | 48 | 56 |
| | 認可 | 201 | 321 | 318 | 271 | 262 | 171 | 109 | 106 | 95 | 74 | 63 | 61 | 44 | 44 | 43 | 58 | 60 | 50 | 53 | 61 | 42 | 38 | 44 |
| 届出 | | | | | | 277 | 265 | 356 | 243 | 258 | 235 | 223 | 155 | 183 | 139 | 122 | 106 | 117 | 128 | 150 | 78 | 113 | 89 | |
| 設置総件数 | 223 | 350 | 338 | 291 | 277 | 473 | 392 | 482 | 353 | 345 | 313 | 289 | 207 | 236 | 185 | 185 | 169 | 167 | 189 | 218 | 127 | 162 | 143 | |

制度等の導入は、当該開設年度の審査から適用したことを示す

設置計画履行状況等調査

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

【調査方法】



- ・指摘事項(法令違反)を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応(勸告、変更命令、廃止命令)を行うことができる。
- ・指摘事項(法令違反)・指摘事項(是正)を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

10

設置計画履行状況等調査の実施状況（平成27～令和2年）

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R01 | R02 |
|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 調査対象校 | 450校 | 443校 | 412校 | 442校 | 437校 | 455校 |
| うち、指摘が付されなかった大学等 | 180校 | 206校 | 204校 | 324校 | 330校 | 355校 |
| うち、指摘が付された大学等 | 270校 | 237校 | 208校 | 118校 | 107校 | 100校 |
| 指摘事項（改善） | 269校 | 237校 | 208校 | 108校 | 104校 | 97校 |
| 指摘事項（是正） | 10校 | 2校 | 5校 | 18校 | 9校 | 5校 |
| 指摘事項（法令違反） | -校 | -校 | -校 | 0校 | 0校 | 0校 |

（注1）同一校に各区分の指摘事項が付された場合にはそれぞれで計上。

（注2）平成29年度以前は、意見レベルは「警告」「是正意見」「改善意見」の3区分となっており、「警告」「是正意見」は「指摘事項（是正）」に、「改善意見」は「指摘事項（改善）」に含めている。

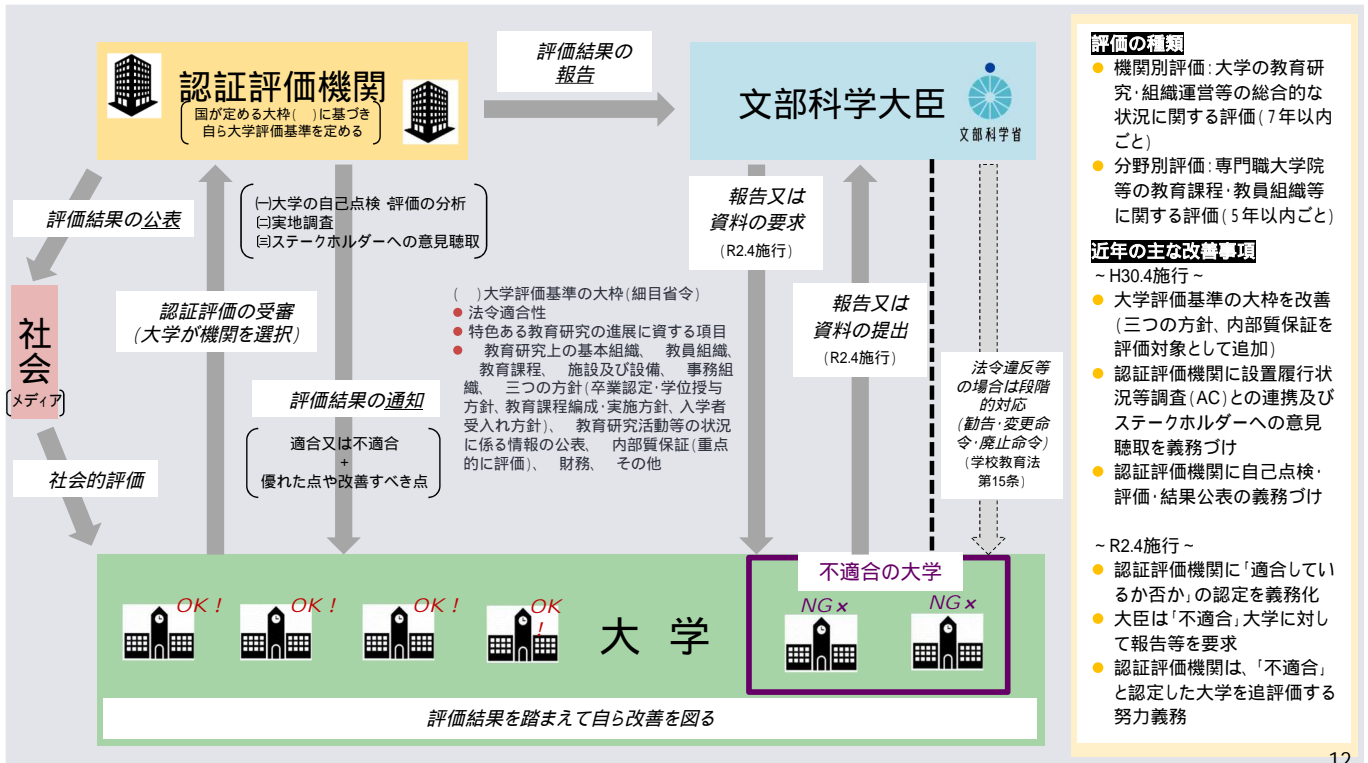
11

認証評価制度の概要

[学校教育法第109条]

大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
 大学は、大臣認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受ける義務
 大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計(評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本)

平成16年度からスタート
 現在、機関別認証評価は、
 第3サイクル目



認証評価の実施状況

令和3年6月時点

機関別認証評価

認証評価の実施校数(延べ数)

認証評価実施校数: 2,614大学(1)
 (適合数: 2,509大学)
 (保留数: 82大学) → 「保留」に対する再調査
 (不適合数: 21大学)(2)

再評価適合: 69大学
 再評価未受審: 1大学
 再評価不適合: 12大学(2)

1 平成24年度認証評価結果取消: 1大学のため評価結果の合計数と一致しない。

不適合大学(延べ33大学(2)の合計)に対する主な指摘

- 管理運営関係(規定や体制の未整備等)
- 定員管理関係(収容定員の未充足)
- 自己点検・評価体制関係(体制や活動の不足等)
- 財務状況関係(経年的な支出超過等)
- 入学者選抜関係(公平性確保の不足)
- 専任教員関係(専任教員数の不足)

不適合大学(実数32大学(3)の現状)

存続している大学数: 29大学
 (不適合後の評価結果が適合の大学: 15大学)
 (直近の評価結果が不適合の大学: 14大学)
 廃止された大学数: 3大学
 (学生募集を停止した大学: 2大学)
 (設置者の変更がされた大学: 1大学)
 (3) 不適合大学の実数: 32大学(本評価において2回不適合の判定を受けた大学あり。)

法科大学院認証評価

認証評価の実施校数(延べ数)

認証評価実施校数: 183大学
 (適合数: 142大学)
 (不適合数: 41大学)(4) → 「不適合」に対する再調査

再評価適合: 17大学
 再評価未受審: 22大学
 再評価不適合: 2大学

不適合大学(延べ41大学(4)に対する指摘)

- 教学関係(授業科目の系統的・段階的配置の不足等)
- 専任教員関係(一部科目での適格性のある専任教員の未配置)
- 入学者選抜関係(公平性確保の不足)
- 自己点検・評価体制関係(体制や活動の不足等)
- 定員管理関係(収容定員の未充足等)

不適合大学(実数34大学(5)の現状)

存続している法科大学院: 10大学
 (不適合後の評価結果が適合の大学: 8大学)
 (直近の評価結果が不適合の大学: 2大学)
 学生募集を停止した法科大学院: 24大学
 (不適合後の評価結果が適合の大学: 11大学)
 (直近の評価結果が不適合の大学: 13大学)
 (5) 不適合法科大学院の実数: 34大学(本評価で2回不適合を受けた大学あり)
 (6) 不適合法科大学院の実数: 35大学(学生募集を停止した法科大学院の実数: 39大学)

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

| 実施年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 実施校数 ⁽¹⁾ | 34 | 83 | 136 | 205 | 177 | 232 | 270 | 57 | 97 | 149 | 220 | 210 | 228 | 202 | 56 | 106 | 152 | 2,614 |
| 評価結果 | 適合 | 32 | 83 | 135 | 200 | 167 | 224 | 54 | 93 | 144 | 217 | 200 | 219 | 192 | 53 | 105 | 149 | 2,509 |
| | 保留 | 2 | 0 | 1 | 5 | 10 | 8 | 3 | 2 | 2 | 1 | 9 | 6 | 5 | 3 | 0 | 0 | 82 |
| | 不適合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 3 | 2 | 1 | 3 | 5 | 0 | 1 | 2 |
| 再（追）評価 ⁽²⁾ | 適合 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 8 | 11 | 6 | 10 | 4 | 4 | 4 | 5 | 3 | 9 | 71 |
| | 不適合 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| 廃止した大学のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | 1 | - | - | - | - | 2 |

(1) H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。
 (2) 再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

| 実施年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 | |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|
| 実施校数 | 0 | 0 | 2 | 22 | 44 | 7 | 0 | 3 | 20 | 37 | 7 | 1 | 2 | 13 | 23 | 1 | 1 | 183 | |
| 評価結果 | 適合 | 0 | 0 | 2 | 17 | 27 | 5 | 0 | 3 | 19 | 30 | 4 | 1 | 2 | 10 | 20 | 1 | 1 | 142 |
| | 保留 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 不適合 | 0 | 0 | 0 | 5 | 17 | 2 | 0 | 0 | 1 | 7 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 41 |
| 再（追）評価 ⁽³⁾ | 適合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 8 | 2 | 0 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 1 | 1 | 28 | |
| | 不適合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | |
| 学生募集を停止した法科大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数 | - | - | - | - | 3 | - | - | - | 1 | 3 | 3 | - | - | 1 | 2 | - | - | 13 | |

(3) 再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

| 実施年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 実施専攻数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 14 | 22 | 15 | 15 | 33 | 17 | 28 | 11 | 17 | 37 | 25 | 27 | 280 |
| 評価結果 | 適合 | 0 | 0 | 0 | 19 | 13 | 21 | 15 | 13 | 33 | 15 | 26 | 11 | 17 | 36 | 24 | 27 | 267 |
| | 保留 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 不適合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 再（追）評価 ⁽⁴⁾ | 適合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| | 不適合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 学生募集を停止した専門職大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | - | - | 2 |

(4) 再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)
 第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】
 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

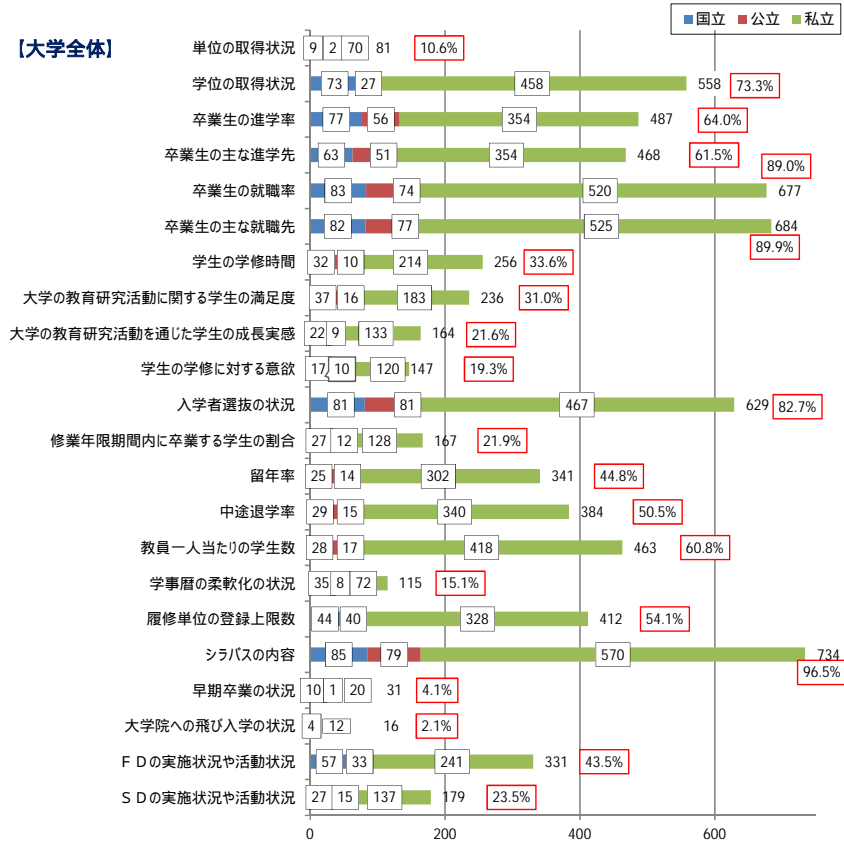
各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】
 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
 二 教育研究上の基本組織に関すること
 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 四 入学者の数、取定定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 五 授業科目、授業の方法及び内容及び年間の授業の計画(大学院設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学院設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。))に係るものを含む。)
 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。))及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 八 授業料、入学生その他の大学が徴収する費用に関すること
 九 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(専門職大学院設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
 3 大学院(専門職大学院を除く。))を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】
 第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学((略))に係るものについては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
 二~四 略
 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になつて者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 イ~ハ 略
 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 チ~ヌ 略

公表を行った教育研究活動等の情報



【出典】文部科学省「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。(<https://portraits.niad.ac.jp/>)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

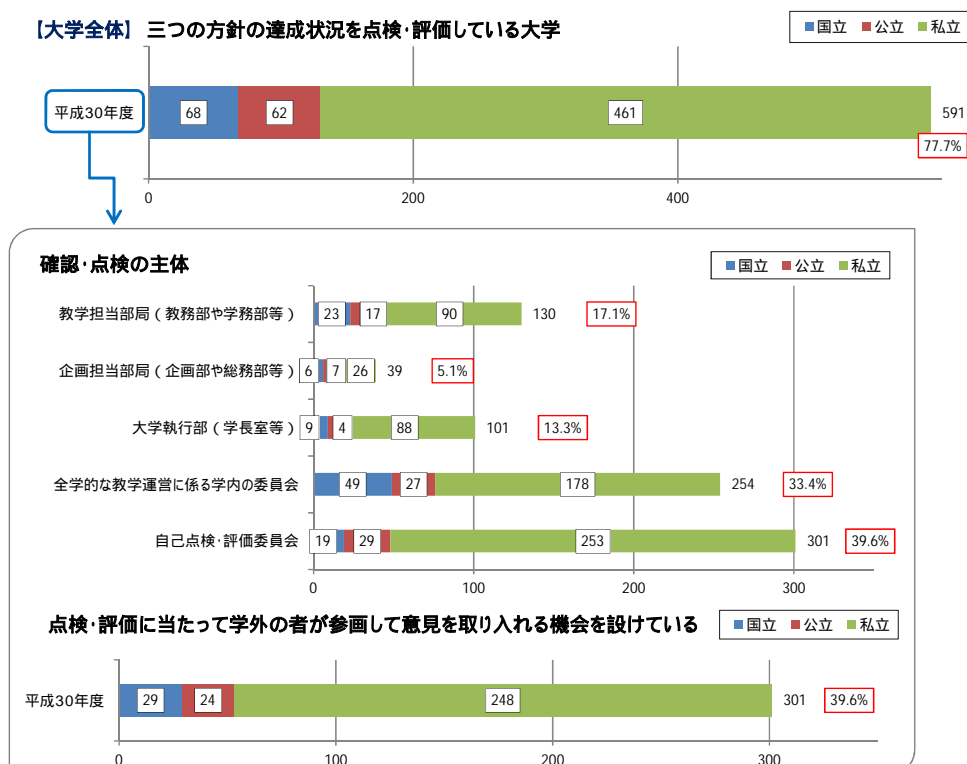
【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

2. 大学改革の状況等

大学における教育内容等の改革状況について

三つの方針の達成状況を点検・評価している大学



授業科目・教育課程の編成・実施関係

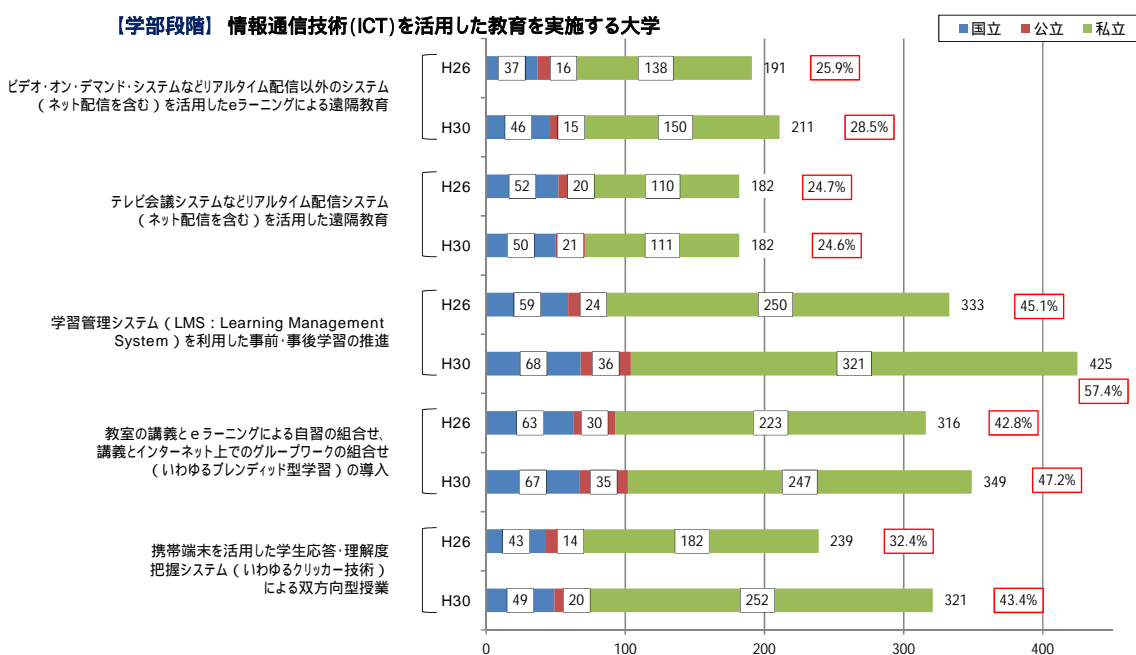
- ・ナンバリングを実施する大学: 396大学 (54%)
- ・履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を活用する大学: 563大学 (76%)
- ・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学: 648大学 (88%)
- ・能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業を実際に行っている大学: 692大学 (94%)
- ・大学全体を定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学: 610大学 (82%)
- ・TAを配置する大学: 505大学 (66%)
- ・学修ポートフォリオを提供する大学: 310大学 (41%)
- ・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学: 432大学 (58%)
- ・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学: 737大学 (99%)
- ・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学: 725大学 (98%)
- ・シラバスに準備学習に関する具体的な指示を記載する大学: 656大学 (89%)
- ・シラバスに準備学習に必要な学修時間の目安を記載する大学: 408大学 (55%)
- ・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学: 728大学 (98%)
- ・全ての科目について政先評価基準をルーブリックにより明示する大学: 38大学 (5%)
- ・一部の科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学: 194大学 (26%)
- ・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学: 281大学 (38%)

学修成果・教育成果の把握・可視化関係

- ・GPA制度を導入している大学: 702大学 (95%)
- ・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学: 600大学 (81%)
- ・GPAを退学勧告の基準としている大学: 187大学 (25%)
- ・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学: 631大学 (85%)
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学: 401大学 (54%)
- ・ディプロマサプレメントなどの資料を交付している大学: 46大学 (6%)
- ・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学: 414大学 (56%)

情報通信技術 (ICT) を活用した教育の実施状況

情報通信技術 (ICT) を活用した教育を実施する大学は増加傾向。



() 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

学習管理システム (LMS: Learning Management System): eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

ブレンディッド型学習: 教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

クリッカー技術: 携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

(調査の概要)

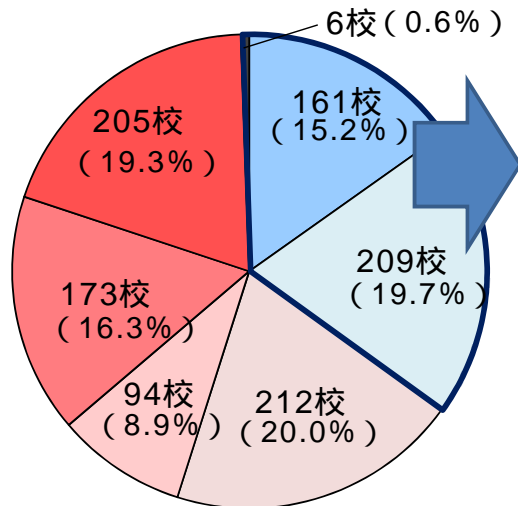
調査対象 : 全国の国公私立大学(短期大学を含む)及び高等専門学校
 調査期間 : 令和2年8月25日~9月11日
 調査趣旨 : 各大学等の**本年度後期等の授業の実施形態等**について調査し、全国の状況を把握するもの。

後期授業における対面・遠隔授業の実施方針

令和2年度後期の授業について、
半分以上を対面授業とする予定とした大学等は、1060校中684校(約6割)。
 他方、残りの**約4割は、対面授業の割合が授業全体の半分未満**となる予定と回答。

N=1060校

- ほとんど遠隔
- 3割が対面
- 半々
- 7割が対面
- ほとんど対面
- 全面对面
- その他



- ・対面授業を検討中
... 5校(0.5%)
- ・全面的に遠隔授業を実施
... 1校(0.1%)

- ・対面授業が半分未満の大学(計377校)に対して、**実際の授業開始後の状況を再調査**。
- ・授業の実施状況(10月20日時点)や学生の理解・納得を得るための取組状況等を確認。

約半数(190校)が対面授業を半分以上に。残りの約半数(187校)は、対面授業が半分未満にとどまる。

これら187校では、

- ・授業形態の検討に当たって考慮した重要事項に関する**学生への丁寧な説明**、
 - ・学内**施設の開放**や学生の**交流機会の設定**、
 - ・**オンライン授業の質の向上**や、学生から寄せられる**悩みへの丁寧な回答**
- 等により、**学生に寄り添う対応に努めている**。

各大学の授業の実施割合や取組の状況は、**校名とともに公表**。

世界のMOOCの現状と展望

- 世界のMOOC の延べ受講者数は780万人、コースの数は9,400を超えている。(潜在的には一千万人以上の受講者、ローカルなものを含めると1万以上のコースが存在。)
- MOOCで提供されている講義科目分野のバランスが良く、必ずしも専門家育成だけのためのコースが主流ではない。

MOOC(Massive Open Online Courses = 大規模公開オンライン講座) : インターネット上で公開された、大学をはじめとする高等教育機関等の講座を、誰もが受講できる教育サービスのこと

[出典] H30.2.27中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革WG(第11回) 飯吉透 京都大学理事補/高等教育研究開発推進センター長・教授 発表資料より抜粋

主要なMOOCの合計規模(米・欧州)

| | 2019年 | 2020年 |
|-------------------|---------|---------|
| 履修者数 | 120M | 180 M |
| 大学数 | 900大学 | 950大学 |
| コース数 | 13.5K講座 | 16.3K講座 |
| Micro-credentials | 820コース | 1180コース |
| MOOC Based Degree | 50 | 67 |

新規登録者数

| | 2019年 | 2020年3月中旬から1月 |
|----------|-------|---------------|
| coursera | 8M | 31M |
| edX | 5M | 10M |

2020年3月中旬からの1か月で
 2019年1年分を超える登録者数を獲得(パンデミックの影響)

(参考値Class Centralより)

なお、中国については、現時点で12500コース、受講者数2億人以上。教育部において国家卓越オンラインコースの認証を実施。その他、インド、韓国、タイ、台湾でも展開。

[出典] R3.2.2 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ(第6回)
 白井克彦 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)理事長/早稲田大学名誉顧問 発表資料より抜粋 23

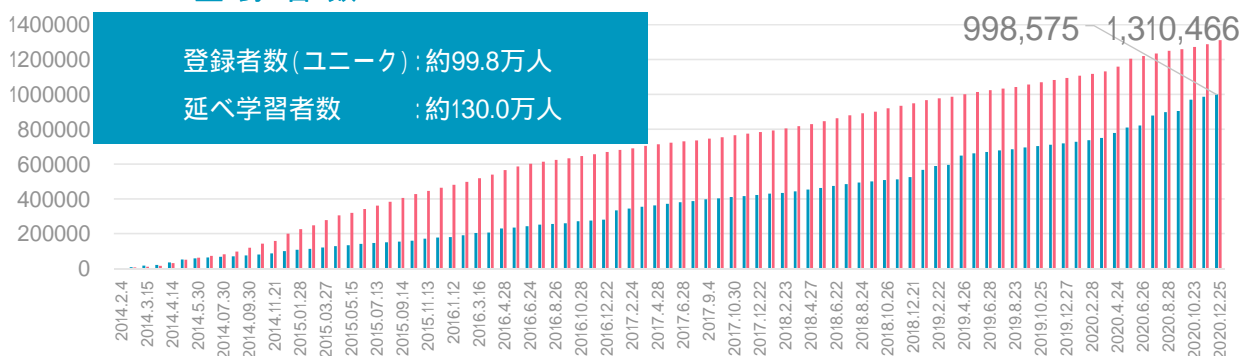
JMOOC (Japan Massive Open Online Courses) は、一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会が運営する大規模公開オンライン講座。誰でも、どこでも、無料で受講可能。

JMOOC講座数

| JMOOC公認プラットフォーム | OIJ-MOOC (放送大学) | gacco (NTTドコモgacco) | OpenLearning, Japan (NetLearning) | Fisdom (富士通) |
|-----------------|-----------------|---------------------|-----------------------------------|--------------|
| 開講中 | 0 | 5 | 6 | 29 |
| 募集中 | 0 | 9 | 2 | 2 |
| 終了 | 12 | 285 | 37 | 37 |
| 合計 | 12 | 299 | 45 | 45 |

JMOOC登録者数

(2021.11.15時点) 総計460

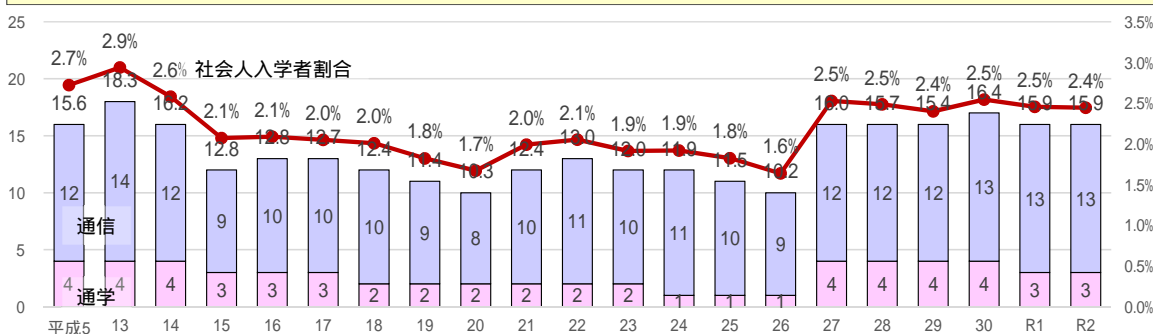


[出典] R3.2.2 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ(第6回) 白井克彦 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)理事長 / 早稲田大学名誉顧問 発表資料より抜粋

社会人入学者の動向

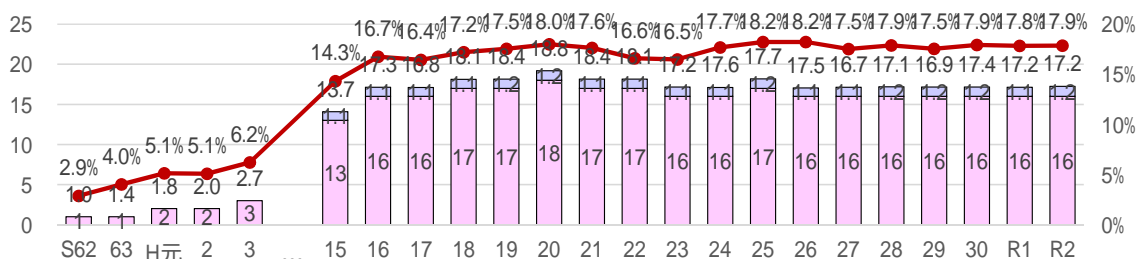
(1) 学部

社会人入学者数(推計)は、平成13年の約1万8千人をピークに減少。平成20年から増加に転じ、令和2年は約1万5千人。



(2) 大学院

社会人入学者数は、近年は1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合は17.9%(令和2年)。

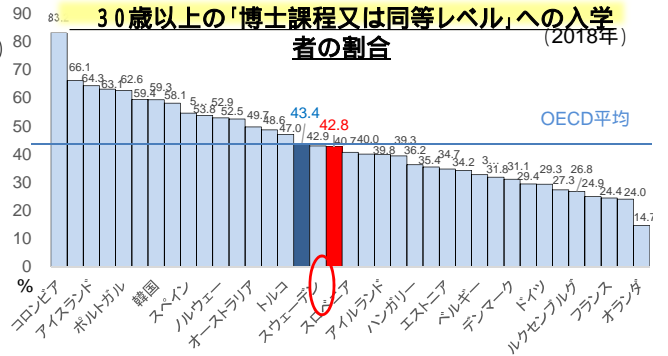
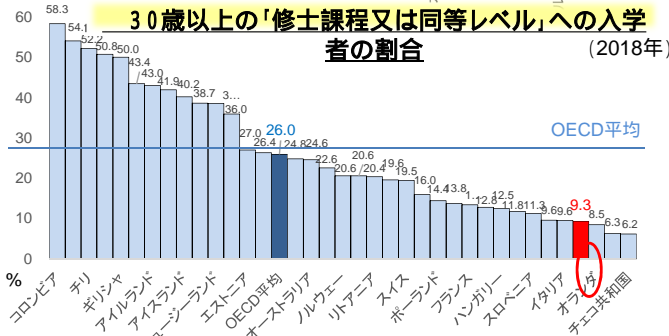
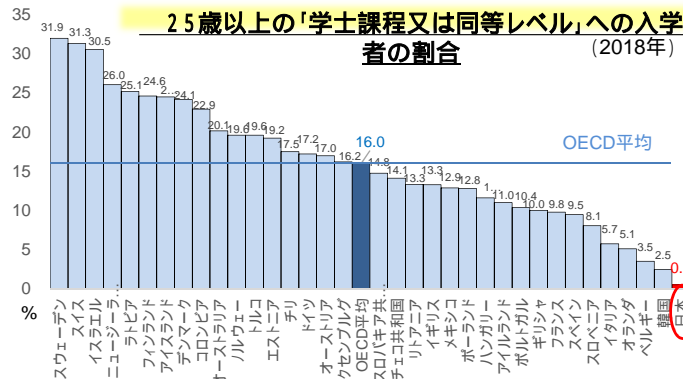


出典: 学校基本調査報告書

通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

高等教育機関における25（30）歳以上入学者割合の国際比較

日本の「学士課程又は同等レベル」及び「修士課程又は同等レベル」における25（30）歳以上入学者の割合は、低いものとどまっている。



出典: OECD Education at a Glance (2020).
 数値については、高等教育段階別の新入学者の割合。上記は、25歳未満又は30歳未満の者が全体に占める割合を25歳以上又は30歳以上の割合と仮定して試算した数値。なお、上記 - の集計に当たっては、通信課程への入学者等が含まれない学生がいる。

大学・大学院におけるリカレント教育促進のための制度

修業年限の柔軟化

早期卒業・修了（学部：H11年、修士：H元年、博士：S49年）
 卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、在学期間を短縮して卒業・修了が可能

最短1年の修士課程（修士：H11年）
 修士課程で、主に実務経験を有する者を対象に、1年以上2年未満の標準修業年限を設定可能

長期履修制度（学部・大学院：H14年）
 学生の事情により、標準修業年限（学士課程は4年等）を超えた長期の課程の履修が可能

入学前の修得単位の認定

入学前に他大学において修得した単位等を卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）

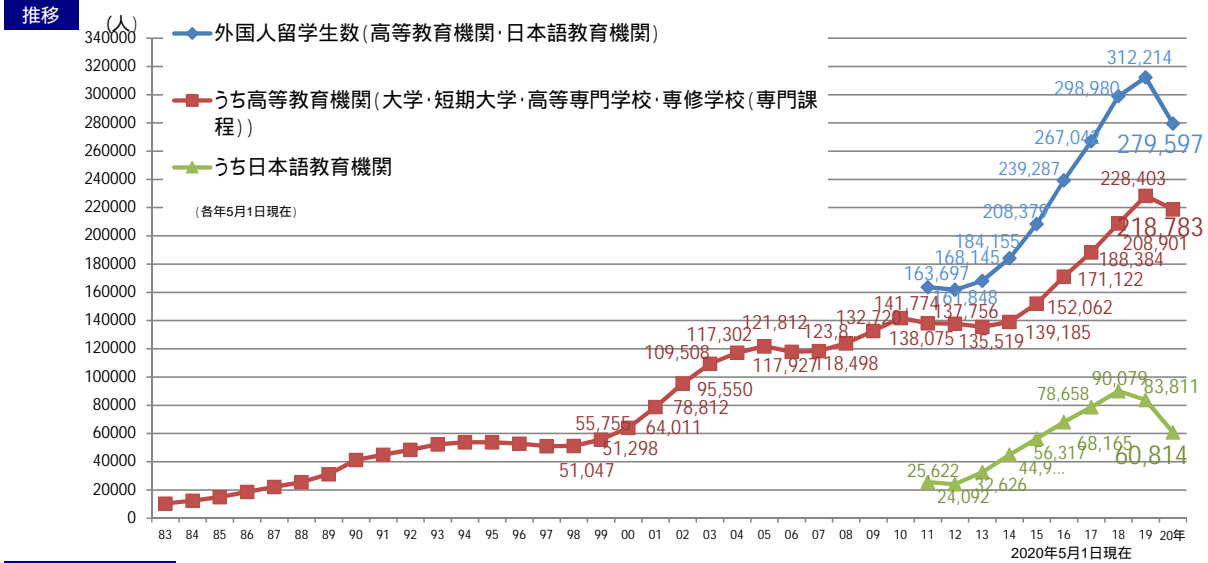
入学前に科目等履修生として修得した単位について、卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）
 科目等履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能
 （入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る。博士課程については、1年まで通算が可能。）（学部：H10年、大学院：R2年）
 高校生が科目履修生として大学の単位を修得することも可能

履修証明制度

在学生以外の者が大学において特別の課程（履修証明プログラム）を修了した場合に、学校教育法に基づく履修証明書の交付及び単位授与が可能（履修証明書の交付 学部・大学院：H19年、単位授与 学部：R元年）

入学前に履修証明プログラムの履修により修得した単位について、卒業単位として認定可能（学部：R元年）
 特別の課程履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能
 （入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る）

外国人留学生数の推移



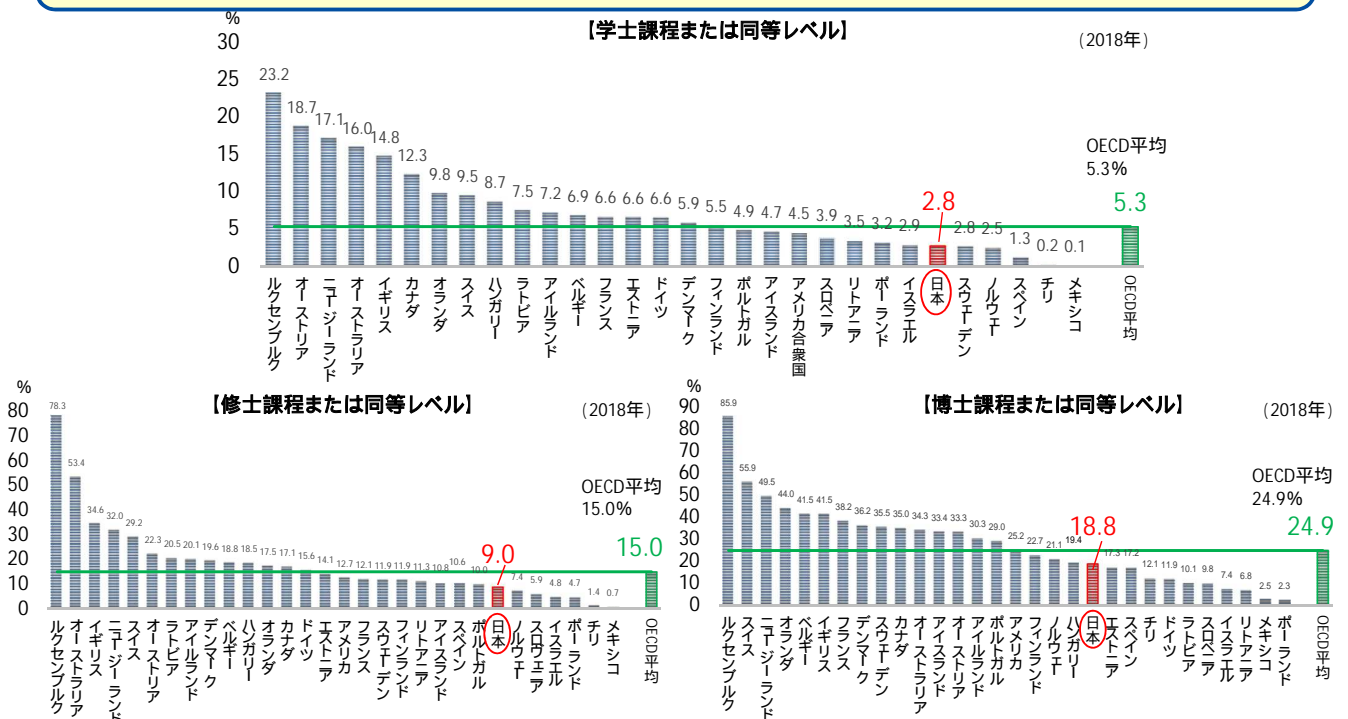
出身国・地域別

| 国・地域名 | 留学生数(前年数) | 対前年比 | 国・地域名 | 留学生数(前年数) | 対前年比 |
|--------|------------------|--------|---------|------------------|--------|
| 中国 | 121,845(124,436) | 2,591 | スリランカ | 5,238(7,240) | 2,002 |
| ベトナム | 62,233(73,389) | 11,156 | ミャンマー | 4,211(5,383) | 1,172 |
| ネパール | 24,002(26,308) | 2,306 | バングラデシュ | 3,098(3,527) | 429 |
| 韓国 | 15,785(18,338) | 2,553 | モンゴル | 3,075(3,396) | 321 |
| 台湾 | 7,088(9,584) | 2,496 | その他 | 26,823(33,857) | 7,034 |
| インドネシア | 6,199(6,756) | 557 | 合計 | 279,597(312,214) | 32,617 |

(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

各国の学生に占める留学生の割合

学士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は5.3%であるのに対して、日本は2.8%にとどまる。修士課程については、OECD平均は15.0%であるのに対して、日本は9.0%、博士課程については、OECD平均は24.9%であるのに対して、日本は18.8%と、欧米諸国と比較して少ない。



注1: OECD加盟38か国のうち、コロンビア、コスタリカ、チェコ、ギリシャ、イタリア、韓国、スロバキア、トルコを除く。
 注2: OECD平均は、データのある加盟国の平均値を文部科学省で算出したもの。
 注3: 我が国の参照年度は、2017年度(平成29年度)。

出典: OECD「Education at a Glance 2020(図表でみる教育2020)」を元に文部科学省で作成

3.大学設置基準等(参考)

大学の役割に関する法令上の規定

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）（抄）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、**自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重**されなければならない。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十三条 大学は、**学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開**させることを目的とする。

2 大学は、**その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供**することにより、社会の発展に寄与するものとする。

大学設置基準について（総則）

（趣旨）

- 第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
 - 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

- 第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

- 第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

- 第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

32

大学設置基準について（教育研究上の基本組織）

（学部）

- 第三条 大学は、学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学科）

- 第四条 学部には、専攻により学科を設ける。
- 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

（課程）

- 第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

（学部以外の基本組織）

- 第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。
- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
 - 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
 - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。
- 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（参考）学校教育法

- 第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

33

大学設置基準について（教員組織）

（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

- 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

- 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

（授業を担当しない教員）

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

（専任教員）

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

34

大学設置基準について（教員組織、収容定員）

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

別表第一 イ 抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

| 学部の種類 | 一学科で組織する場合の専任教員数 | | 二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数 | |
|-------------|------------------|-------|--------------------------------|-------|
| | 収容定員 | 専任教員数 | 収容定員 | 専任教員数 |
| 文学関係 | 三二〇—六〇〇 | 一〇 | 二〇〇—四〇〇 | 六 |
| 教育学・保育学関係 | 三二〇—六〇〇 | 一〇 | 二〇〇—四〇〇 | 六 |
| 法学関係 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 経済学関係 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 社会学・社会福祉学関係 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 理学関係 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 一六〇—三二〇 | 八 |

別表第二

| | | |
|-----------|------|------|
| 大学全体の収容定員 | 四〇〇人 | 八〇〇人 |
| 専任教員数 | 七 | 一二 |

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

大学設置基準について（教員の資格）

（学長の資格）

第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

（教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

36

大学設置基準について（教員の資格）

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

37

大学設置基準について（教育課程）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三（略）

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

38

単位制度の国際的な接続について

アジア太平洋大学交流機構 (UMAP: University Mobility in Asia and the Pacific) は、域内の共通の単位互換制度として、UMAP 単位互換方式 (以下 UCTS: UMAP Credit Transfer Scheme) を開発。

2013年5月に開催されたUMAP国際理事会により、以下の「新たな概念」が導入。これにより多くのUMAP参加国並びに参加大学間では、1単位は1単位で単位互換が可能に。(従来は各大学の個別判断に委ねられていた)

1UCTS = 38 ~ 48学修時間数とする。

また、その学修時間数には、13 ~ 16時間の授業時間数 (academic hour) が含まれる。

UCTSと他の国・地域の単位 (互換) 制度との換算表

| 国 / 地域 | UCTS | アジア | 日本 | 米国 | 欧州 (ECTS) | 英国 (CATS) |
|--------|---------|---------|------|------|-----------|-----------|
| 単位換算 | 1 UCTS | 1 単位 | 1 単位 | 1 単位 | 1.5 ECTS | 3 単位 |
| 学修量 | 38-48時間 | 38-48時間 | 45時間 | 45時間 | 37.5-45時間 | ECTSから換算 |
| 授業時間 | 13-16時間 | 13-16時間 | 15時間 | 15時間 | | |

ECTS - 欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System)

英国の3単位は高等教育質保証機構 (QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education) が説明している英国とECTSとの単位換算原則 (2008年) に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度 (CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme) を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

【出典】以下の国立大学協会HPを参照し作成
<https://www.janu.jp/international/umap-ucts.html>

39

大学設置基準について（教育課程）

（一年間の授業期間）

第二十二條 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第二十三條 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（授業を行う学生数）

第二十四條 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第二十五條の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第二十五條の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（単位の授与）

第二十七條 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（履修科目の登録の上限）

第二十七條の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

40

授業期間について

- 各大学が1年間で行う授業の期間は、35週にわたることを原則とし、各授業科目は10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることができるときは異なる期間を設定することが可能。

（例： 週複数回授業の実施）

- ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施 < 1単位 >
例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

学期制の例

2学期制（セメスター制）



3学期制

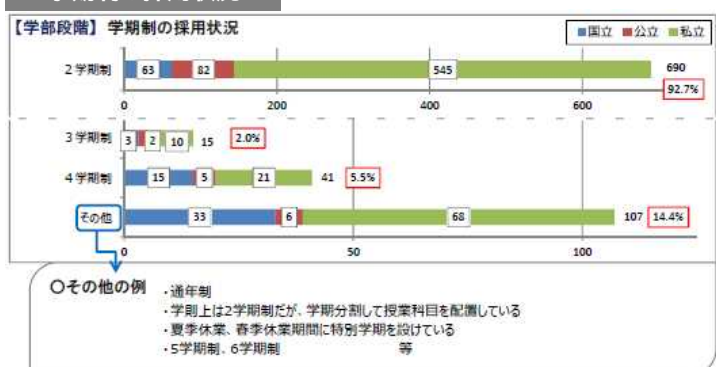


4学期制（クォーター制）



35週（1年間）

学期制の採用状況



（出典）平成29年度大学における教育内容等の改革状況について

41

大学設置基準について（授業の方法、卒業の要件）

（授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（参考）平成19年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）

（いわゆる「メディア授業告示」）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

（参考）平成15年文部科学省告示第43号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）

（いわゆる「サテライト告示」）（抄）

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎並びに附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること。
- 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること。
- 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること。
- 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること。

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～4（略）

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

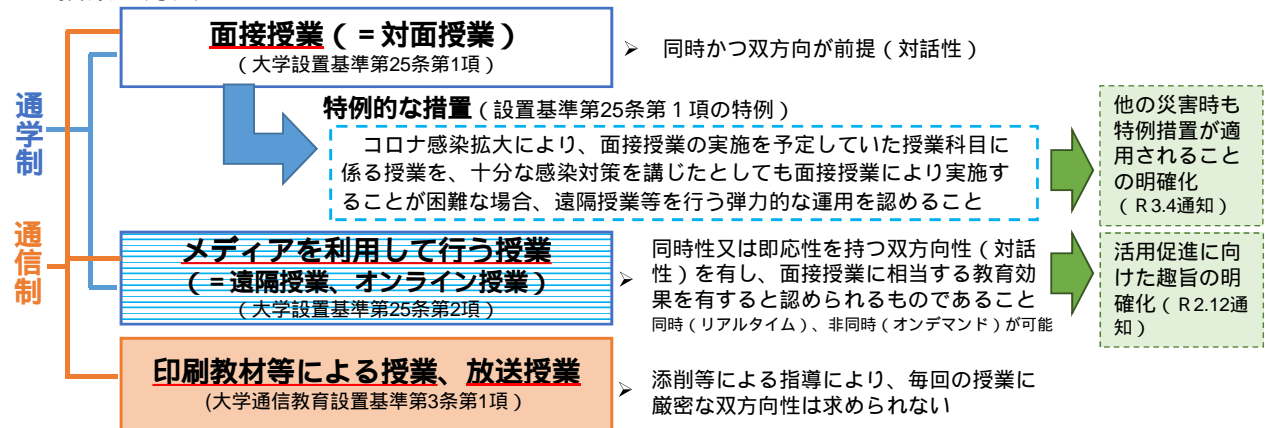
（参考）学校教育法

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

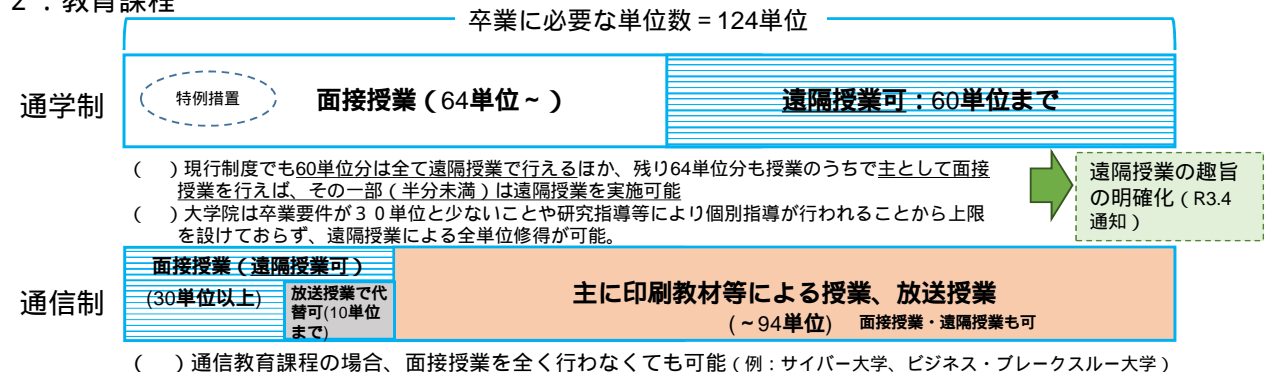
2（略）

大学における授業の方法と教育課程

1. 授業の方法



2. 教育課程



通学制と通信制における授業の方法の比較

| 通学制の大学 | 授業の方法 | 通信制の大学 |
|--|---------------------|--|
| 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項） | 面接授業 | 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項を適用） |
| 文部科学大臣が別に定めるところ【 】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項） | 遠隔授業（メディアを利用して行う授業） | 文部科学大臣が別に定めるところ【 】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項を適用） |
| | 放送授業 | 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）。 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項） |
| | 印刷教材等による授業 | 印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）。 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項） |
| 124単位のうち、60単位まで 遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第5項） | 卒業要件となる単位数 | 124単位のうち、少なくとも30単位の修得は 面接授業又は 遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは の方法による修得可（大学通信教育設置基準第6条第2項） |

- 【 】平成13年3月30日文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について
 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。
1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
 2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

通学制大学と通信制大学について

| | 通学制大学 | 通信制大学 |
|---------------------------|---|--|
| 基本的性格 ・ 教育課程 | <p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>面接授業</p> <p>遠隔授業可：60単位まで</p> <p>面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと</p> <p>面接授業に相当する教育効果を有すると認められること 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）</p> | <p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>30単位 = 面接授業（遠隔授業可）</p> <p>94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等</p> <p>のうち10単位 = 放送授業で代替可</p> |
| 構造の違い | | |
| 学生構成 ・ 最低年限超過状況 | <p>18・19歳入学者割合</p> <p>94.7%</p> <p>（出典）令和元年度学校基本調査</p> <p>最低在学年限超過学生割合</p> <p>3.3%</p> <p>（出典）令和元年度学校基本調査</p> | <p>18～22歳学生割合</p> <p>11.5%</p> <p>（出典）令和元年度学校基本調査</p> <p>有職者割合</p> <p>42.6%</p> <p>（出典）令和元年度学校基本調査</p> <p>最低学年数超過卒業生割合</p> <p>58.0%</p> <p>（出典）大学通信教育所に係る各種情報技術の活用に関する調査研究報告書（平成24年）</p> |
| 定員管理 ・ 財政支援（私学助成の例） | <p>（収容定員（学部））</p> <p>不交付 減額 増額 減額 不交付</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150% （8,000人以上の大学は140%）</p> <p>（入学定員（学部））</p> <p>増額 不交</p> <p>0% 90% 100% 130% （4～8,000人の大学は120%、8,000人以上の大学は110%）</p> | <p>（収容定員） 定員超過・割れによる不交付はなし</p> <p>減額 増額 減額</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150% （140%）</p> <p>（入学定員）</p> <p>上記の仕組みは存在しない</p> |
| コスト ・ 教員数/施設 | <p>国立大学（入学科・授業料 4年分）約240万円</p> <p>仮に経済学部・工学部（各々収容定員4,000人、1学科のみ）とする大学の場合の試算（教員数・校舎面積）</p> <p>（教員数） 143人 （校舎面積） 62,641m²</p> | <p>放送大学（入学科・授業料 卒業までに要する学費）約70万円</p> <p>仮に経済学部・工学部（各々収容定員4,000人、1学科のみ）とする大学の場合の試算（教員数・校舎面積）</p> <p>（教員数） 42人 （校舎面積） 12,440m²</p> <p>注：インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない</p> |

修業年限について

修業年限は、原則として、学部は4年、修士課程は2年、博士課程は5年と定められているが、学生が優秀な成績で修得したと認める場合には以下の特例が認められている。

卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、修業年限を、学部段階は3年、修士課程は1年、博士課程は3年に短縮可能

- ・早期卒業・修了制度を導入している大学は、学部段階では161校（約22%）、研究科段階では261校（約63%）
- ・早期卒業した学生数は、学部段階は394人（約0.07%）、修士課程段階は641人（約0.9%）、博士課程段階は545人（約3.5%）

平成30年度「大学における教育内容等の改革状況について」より

学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）（抄）

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したものが、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

大学院は修業年限を法定しておらず、大学院設置基準において標準修業年限や特例を規定

46

修業年限の特例（早期卒業・修了制度）の活用事例

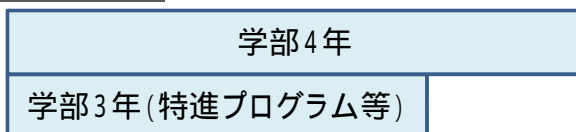
各大学では学部4年の修業年限を原則としつつ、優れた学生に対して3年間で早期卒業するプログラム等を学生に提供。

また、今年度より、法科大学院と法学部が連携して、学部の早期卒業を前提に5年間の一貫性のある教育を行う法曹コースが開始。
(28法科大学院が34大学の法学部等と56の法曹養成連携協定を締結)

通常

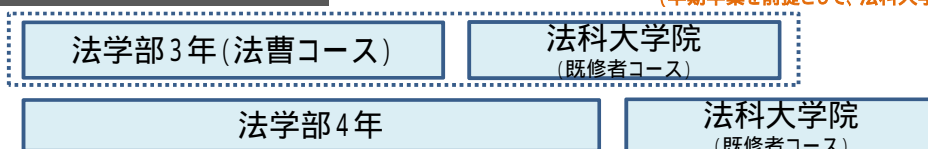


早期卒業プログラム



(例) ・千葉大学法政経学部(特進プログラム)
・早稲田大学政治経済学部(政治経済学術院オナーズプログラム) 等

連携法曹基礎課程(法曹コース)



5年間の一貫教育

(早期卒業を前提として、法科大学院既修者コースに接続)

47

大学設置基準について（単位互換等）

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

48

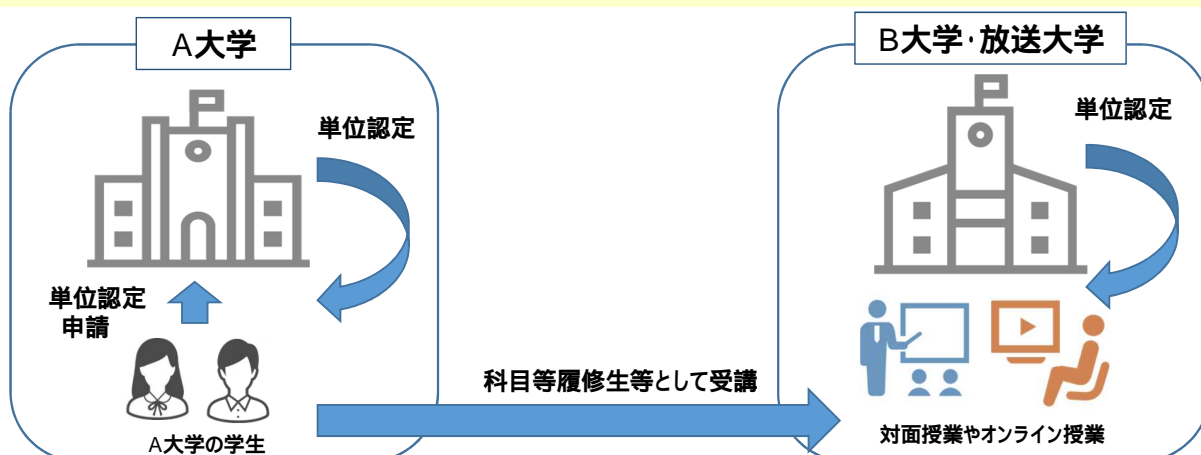
他大学における学修を単位認定（単位互換）

✓ 学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、124単位中60単位まで自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。

大学院においては30単位中15単位まで単位互換が可能

✓ 単位互換が認められる学修は、協定等に基づきあらかじめ定めておくことが原則であるが、あらかじめ協定等で定めていなくとも、学生からの申請に応じて審査の上、教育上有益と認めるときは単位認定することが可能。

✓ 自大学の教育課程との整合性に留意しつつ柔軟な運用を行うことにより、個々の学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応することが期待。



49

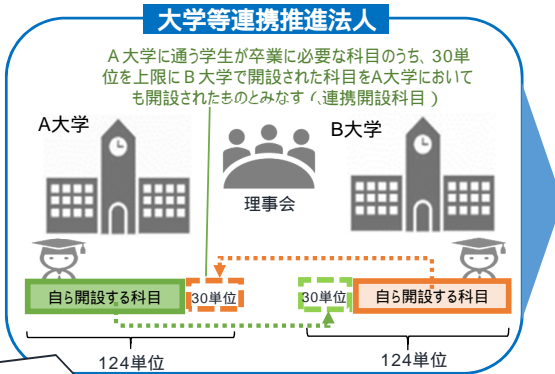
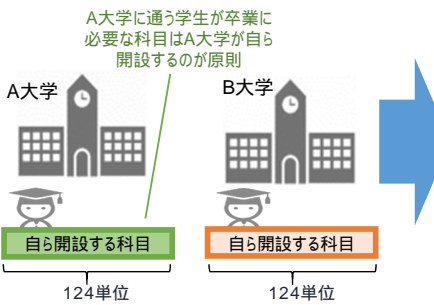
概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「**大学は、…教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**」とされている（**自ら開設の原則**）。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- 質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。

<連携開設科目のイメージ 学士課程の場合>



<得られる成果>

- 各大学の強みや特色を生かして、充実した教育プログラムの提供
- 弱点分野の相互補完
- 地域が求める人材等を連携して育成
- 各大学の教育研究資源を有効活用することで、きめ細かな指導や少人数教育の実施
- 例えば、地域の大学が連携して**数理・データサイエンス・AI教育を実施**することや、**教養教育を充実**させることが可能に。

質保証の要件

- 大学等連携推進法人が**教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出**
- 参加大学間で**連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築**（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- 連携開設科目で**修得できる単位数の上限を設定**（学士課程：30単位を上限）
- 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の**情報公表を義務付け**等

大学設置基準について（長期履修・科目等履修生等）

（長期にわたる教育課程の履修）

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

- 第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
- 2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第五十五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。
 - 4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。
 - 5 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等）

（校地）

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。
- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
 - 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
 - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場）

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
 - 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

52

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等）

（校舎等施設）

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。
- 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減らすことができる。

53

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等）

（校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又は口の表に定める面積（略）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（略）が最大である学部についての同表に定める面積（略）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三口又は八(1)若しくは(2)の表に定める面積（略）を合計した面積を加えた面積（略）以上とする。

別表第三 イ(1)抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

| 学部の種類 | 収容定員 二〇〇人までの場合の面積（平方メートル） | 四〇〇人までの場合の面積（平方メートル） | 八〇〇人までの場合の面積（平方メートル） | 八〇一人以上の場合の面積（平方メートル） |
|-------------|------------------------------|---|---|---|
| 文学関係 | 2, 644 | $(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員}-400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員}-800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 教育学・保育学関係 | 2, 644 | $(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員}-400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員}-800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 法学関係 | 2, 644 | $(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員}-400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員}-800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 経済学関係 | 2, 644 | $(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員}-400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員}-800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 社会学・社会福祉学関係 | 2, 644 | $(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員}-400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員}-800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 理学関係 | 4, 628 | $(\text{収容定員}-200) \times 1, 157 \div 200 + 4, 628$ | $(\text{収容定員}-400) \times 3, 140 \div 400 + 5, 785$ | $(\text{収容定員}-800) \times 3, 140 \div 400 + 8, 925$ |

別表第三 八(1)抜粋

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

| 学部の種類 | 収容定員 二〇〇人までの面積 (平方メートル) | 四〇〇人までの面積 (平方メートル) | 六〇〇人までの面積 (平方メートル) | 八〇〇人までの面積 (平方メートル) | 一〇〇〇人までの面積 (平方メートル) | 一二〇〇人までの面積 (平方メートル) | 一四〇〇人までの面積 (平方メートル) | 一六〇〇人までの面積 (平方メートル) | 一八〇〇人までの面積 (平方メートル) | 二〇〇〇人までの面積 (平方メートル) |
|-------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 文学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一三三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 教育学・保育学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一三三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 法学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一三三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 経済学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一三三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 社会学・社会福祉学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一三三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 理学関係 | 三、一七三 | 三、九六六 | 五、六一九 | 七、一〇七 | 八、七六〇 | 一〇、二四七 | 一一、七三四 | 一三、二二一 | 一四、七〇八 | 一六、一九五 |

54

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等）

（図書等の資料及び図書館）

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

（附属施設）

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

| 学部又は学科 | 附属施設 |
|----------------|---|
| 教員養成に関する学部又は学科 | 附属学校又は附属幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼稚園型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。） |
| 医学又は歯学に関する学部 | 附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。） |
| 農学に関する学部 | 農場 |
| 林学に関する学部 | 演習林 |
| 獣医学に関する学部又は学科 | 家畜病院 |
| 畜産学に関する学部又は学科 | 飼育場又は牧場 |
| 水産学又は商船に関する学部 | 練習船（共同利用による場合を含む。） |
| 水産増殖に関する学部 | 養殖施設 |
| 薬学に関する学部又は学科 | 薬用植物園（薬草園） |
| 体育に関する学部又は学科 | 体育館 |

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

55

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等）

（薬学実務実習に必要な施設）

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

（機械、器具等）

第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（教育研究環境の整備）

第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（大学等の名称）

第四十条の四 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

56

大学設置基準について（事務組織等）

（事務組織）

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、
大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（研修の機会等）

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

57

大学設置基準について（雑則）

（外国に設ける組織）

第五十七条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）

第五十八条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条並びに第四十九条（第三十四条、第三十五条並びに第三十六条第四項及び第五項の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。

（その他の基準）

第五十九条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第六十条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。（薬学実務実習に必要な施設）

58

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容

【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

【収容定員に関する規定の弾力化】

収容定員に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改正。

【教員組織に関する規定の弾力化】

専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、各大学の判断にゆだねることとした

兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした

主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和

教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計が可能なことを明示

教員組織に関する規定の明確化・弾力化（平成18年）

- ・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教員を置くこと、組織的な連携体制の確保・教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成することを義務付け
- ・講座制及び学科目に関する規定は削除

専任教員数等の規定の明確化（平成18年、令和元年）

- ・学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた教員数以上とするとともに、「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確化
- ・一定量の教育課程編成に関わる実務家教員の責務努力規定

59

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容

【教育課程等に関する規定の弾力化】

授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）

一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止

単位の計算方法の弾力化（平成3年）

単位の計算方法について、45時間の学修を要する内容をもって構成することを標準とし、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化

一年間の授業時間の弾力化（平成3年）

35週にわたることを規定するにとどめ、具体的な授業回数について定めを削除

各授業科目の授業期間の弾力化（平成3、25年）

・特別の必要がある場合、10週又は15週より短期間の授業を行うことができることを明示（平成3年）
・授業のあり方の多様化推進のため、10週又は15週と異なる授業期間の設定など、弾力的な学事暦の設定を可能としたこと（平成25年）

授業を行う学生数の弾力化（平成3年）

具体的な一律の人数を廃止

授業の方法の弾力化（平成10～15年）

・多様なメディアによる授業（遠隔授業）について、卒業要件の単位のうち、30単位を超えない範囲で行えることを明示（平成10年）
・単位互換の単位数上限拡大に伴い、遠隔授業により修得できる単位数の上限を30単位 60単位へ倍増（平成11年）
・外国において授業（遠隔授業含む）を履修させることができるものとしたこと（平成13年）
・遠隔授業について、同時双方向でないものであっても一定の条件下で行うことができることを明示（平成13年）
・授業を校舎・附属施設以外の場所で行うことができるとしたこと（平成15年）

自ら開設（平成20年）

必要な授業科目を自ら開設するものとしたこと

大学以外の教育施設等における学修（平成3、11年）

・短期大学又は高等専修学校の専攻科等における学修を大学での履修とみなし単位付与を可能としたこと（平成3年）
・TOEFL及びTOEICにおける成果に係る学修等について大学が単位認定可能としたこと（平成11年）

既修得単位等の認定（平成3年）

入学前の大学等での既修得単位又は大学以外の教育施設等での学修について、修得とみなす又は単位付与可能としたこと

科目等履修生等（平成3年）

・社会人等、当該大学の学生以外の者で授業科目を履修する者に単位付与を可能としたこと（平成3年）
・科目等履修生等を相当数受け入れる場合、相当の専任教員並びに校地・校舎の面積を増加（平成20年）
・特別の課程履修生への単位付与を可能化（令和元年）

単位互換等による単位認定の拡大（平成11年）

入学前・入学後の大学等における履修及び大学以外の教育施設等の単位認定に関し、外国における大学・短期大学で修得した単位数と合わせて、上限を30単位 60単位へ倍増

単位互換制度の運用に係る基本的な考え方の明示化

（令和元年8月13日付け元文科高第328号 別添4）

長期にわたる教育課程の履修（平成14年）

職業を有しているなどの事情により修業年限を超えた計画的な履修を認めることができることを明示（平成14年）

卒業要件の弾力化（平成3年）

授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止

成績基準等の明示等（平成20年）

シラバス作成、成績評価・修了基準の明示の義務化

教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのF Dの義務化

60

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容

【教育課程等に関する規定の弾力化（続き）】

共同教育課程制度の創設（平成21年）

複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設

国際連携学修に関する特別制度の創設等（平成26、29年）

・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻を設けることができる仕組みを創設
・入学前の既修得単位の認定について例外規定を新設

工学に関する学部の教育課程等に関する特別（平成30年）

工学分野の連続性に配慮した教育課程が編成できる特別を創設

学部等連携課程実施基本組織制度の創設（令和元年）

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成することを可能とする制度を創設

【事務組織等に関する規定の明確化】

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の明示等（平成23年）

学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための組織間連携、体制整備を義務化

教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのF Dの義務化

共同教育課程制度の創設（平成21年）

複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設

職員の研修機会等の確保（平成29年）

S Dの機会の義務化

教員と事務職員等の連携及び協働、専任職員の設置（平成29年）

教員と職員の適切な役割分担、連携体制の確保等の留意を明示するとともに、事務組織に専任委員の設置を義務化

【校地基準等の弾力化】

校舎基準面積の6倍 3倍に緩和（平成10年）

「 $\text{収容定員} \times 10\text{m}^2$ 」で計算する方式に緩和（平成15年）

空地・運動場に関する特区制度の全国化対応（平成25年）

【校舎基準の弾力化】

・大学は専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは例外とすることができること（平成20年）

・支障がない限度において、同一敷地内又は隣接地にある他の学校等との共用部分の面積を基準校舎面積に含めることができること（平成20年）

【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）

開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化

校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）

構造改革特区区内において、大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上）で足りることとしたこと

校舎の自己所有の弾力化（平成15年）

構造改革特区区内において、大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借入を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借入であれば認めることとしたこと

校地・校舎の自己所有要件弾力化の全国展開（平成19年）

構造改革特区に限らず、全国の大学（大学院大学を含む。）の校地・校舎について、原則として開設年度以降20年以上の借地保証などがあれば認めることとした。

61

その他学校教育法等の近年の主な改正内容

平成19年

- 学校教育法等の一部改正（平成19年）
 - ・大学の役割として「社会貢献」を規定
 - ・積極的な情報提供を義務化
 - ・履修証明制度の創設

- 学校教育法施行規則の一部改正（平成20年）
 - ・入学時期設定の弾力化

平成20年

- 我が国の大学の海外校に関する告示（平成20年）

平成21年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成21年）
 - ・教育関係共同利用拠点制度の創設

平成22年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成23年）
 - ・公表すべき教育情報の具体化・明確化
- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成22年）
 - ・国連大学との教育交流の推進

平成23年

- 大学院設置基準の一部改正（平成24年）
 - ・博士課程教育の質の向上

平成24年

- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
 - ・専任教員のダブルカウントに関する特例措置終了後の取扱いについての対応

平成25年

- 大学設置基準の一部改正（平成25年）
 - ・博士論文の印刷公表について、インターネットの利用による公表の改正
- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
 - ・教職大学院における専任教員関係の平成30年度までの特例措置

平成26年

- 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成27年）
 - ・副学長の職務内容を校務を分担できるよう見直し
 - ・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化等

平成27年

- 学校教育法等の一部改正（平成28年）
 - ・修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設
- 学校教育法施行規則の一部改正（平成29年）
 - ・三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針）の策定・公表義務化

平成29年

- 学校教育法等の一部改正（平成31年）
 - ・専門職大学・専門職短期大学の創設

平成31年（令和元年）

- 学校教育法施行規則の一部改正（令和元年）
 - ・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮
- 大学入学資格関係告示の一部改正（令和元年）
 - ・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定
- 学校教育法施行規則等の一部改正（令和元年）
 - ・学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

1. 学部等連係課程等（1 / 2）

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

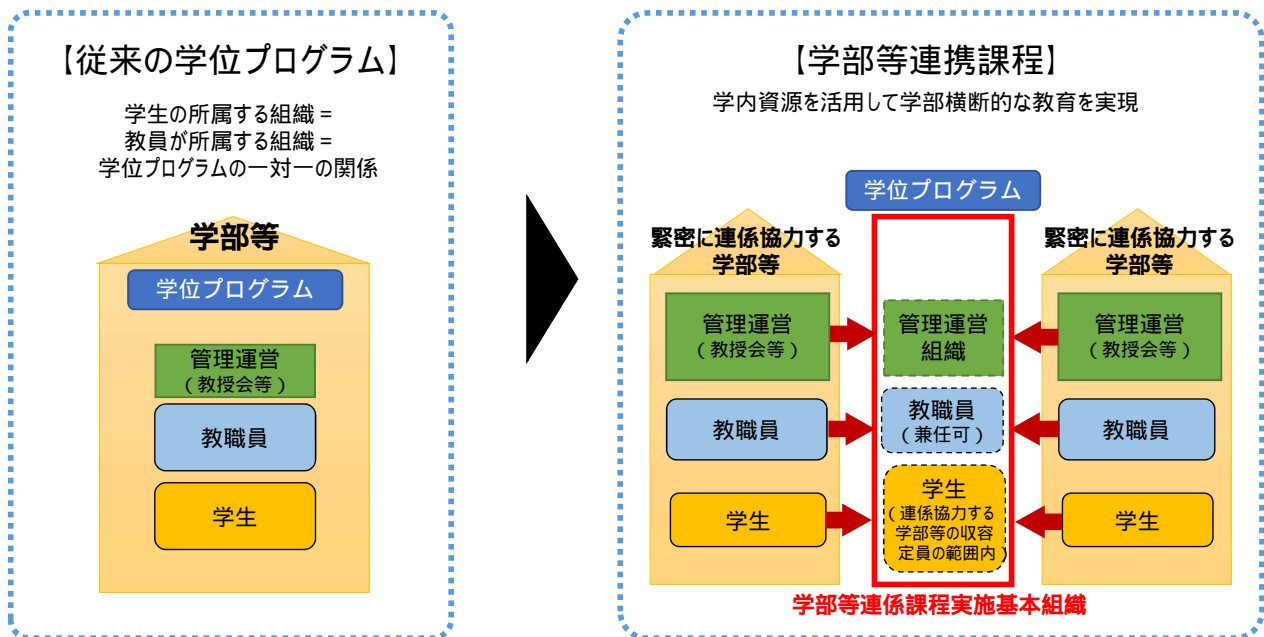
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、**教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する**学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、**審査プロセスの簡略化**を図る。

大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

1. 学部等連携課程等 (2 / 2)

改正のイメージ

学部段階(学部等連携課程)の例



2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容

【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を大学に置く場合であって、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを規定

大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する履修証明プログラムに係る学修のうち、大学等が大学教育に相当する水準を有すると認められたものについて単位付与を可能とする
- ✓ 履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加

社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付することができる旨を規定

社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

3. 施行期日

令和元年8月13日に公布・施行

定員の取扱い（適正な定員管理を促す規定）

大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等において不認可や減額等がある。

- 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合、認可しないこと**を規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

| 区分 | 大学 | | | | 短期大学 | 高等専門学校 |
|------------|---------|--------------|--------|---------|--------|--------|
| | 4000人以上 | | | 4000人未満 | | |
| 大学規模（収容定員） | | | | | | |
| 学部規模（入学定員） | 300人以上 | 100人以上300人未満 | 100人未満 | | | |
| | 1.05未満 | 1.10未満 | 1.15未満 | 1.15未満 | 1.15未満 | 1.15未満 |

- 私立大学について、入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

| 大学規模別 | 収容定員 8,000人以上 | 収容定員 4,000～8,000人 | 収容定員 4,000人未満 |
|---------|------------------|----------------------|------------------|
| 入学定員充足率 | 1.10倍以上 | 1.20倍以上 | 1.30倍以上 |

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

| 増減率 | 11%… | 20%… | 30%… | 40%… | 50% |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|
| 収容定員充足率 | 89% … | 80% … | 70% … | 60% … | ～51% |

医療学部については別途設定 収容定員充足率50%以下は不交付

- 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

| 大規模学部（学部入学定員300人超） | 中規模学部（学部入学定員100人超300人以下） | 小規模学部（学部入学定員100人以下） |
|--------------------|--------------------------|---------------------|
| 105%以上 | 110%以上 | 115%以上 |

収容定員（2年次以降）に対する在籍者数の定員超過（学部毎に算定）

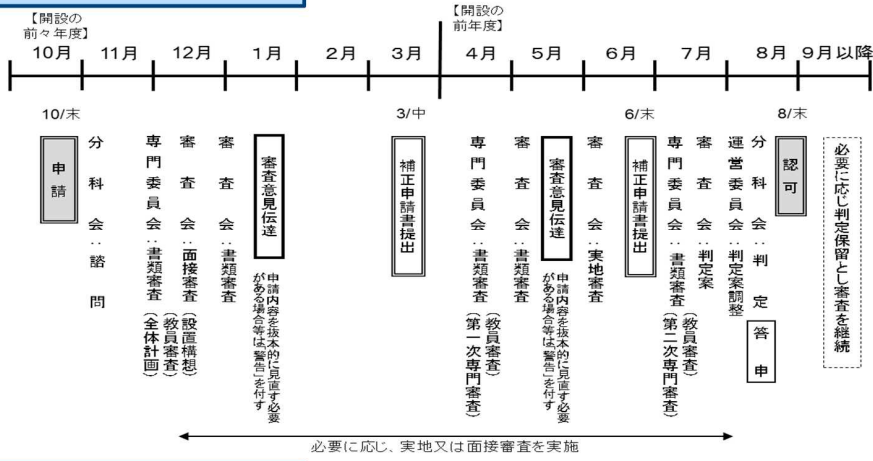
上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

| 大・中規模学部（学部入学定員100人超） | 小規模学部（学部入学定員100人以下） |
|----------------------|---------------------|
| 110%以上 | 120%以上 |

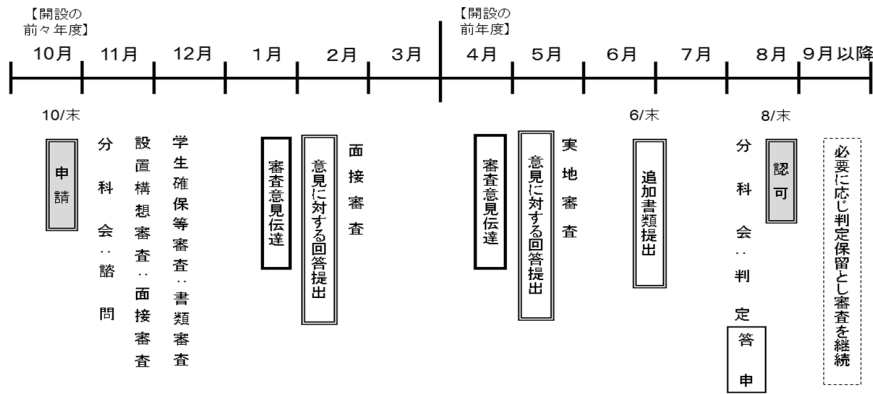
4. 設置認可（参考）

審査スケジュール (大学新設の場合)

設置認可関係(大学設置分科会)

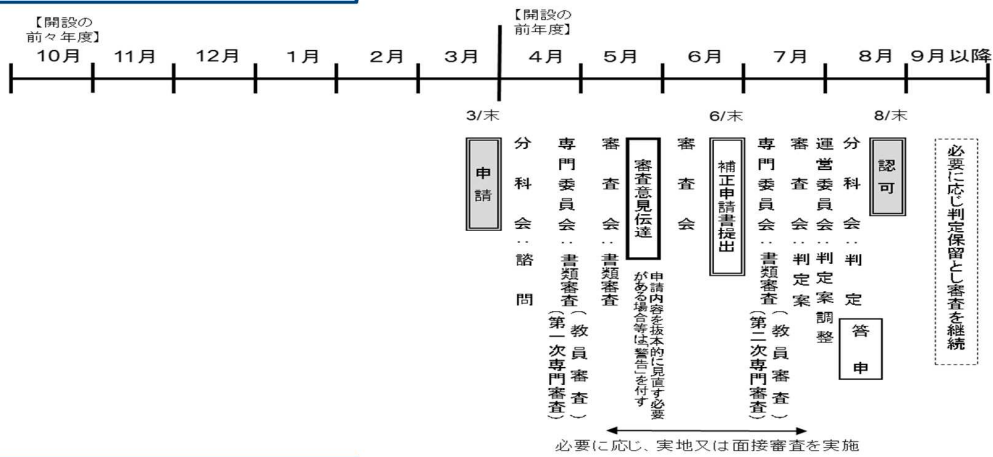


設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

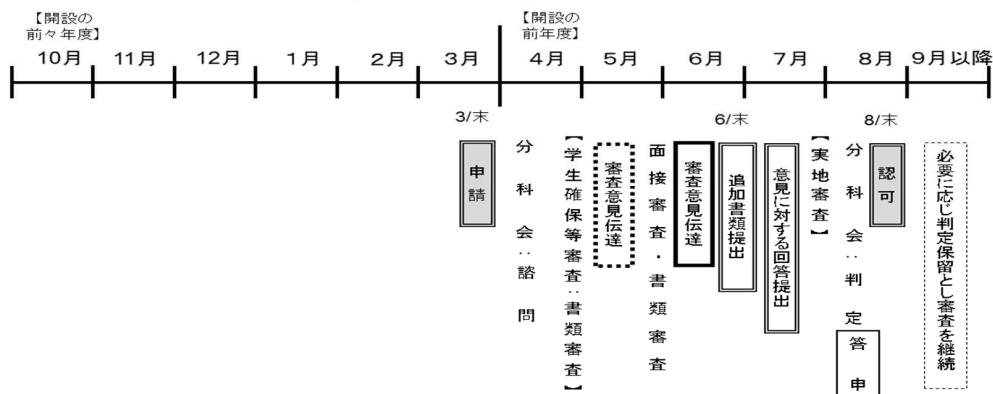


審査スケジュール (学部等新設の場合)

設置認可関係(大学設置分科会)



設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



（平成18年度）

- ◆ 告示に位置づけられていた設置計画履行状況等調査を省令上明確化、新たに届出も対象
- ◆ 新設された大学の情報公開を義務化（名称、位置、留意事項等）

（平成21年度）

- ◆ 大学の設置認可の際における情報公開の対象の拡大（基本計画、学則等）

（平成25年度）

- ◆ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が、人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化

5. 認証評価（参考）

認証評価制度の改善について

議論の背景

平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

➡ **認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)**
(平成28年3月18日)

省令改正

(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

高等専門学校においても、準用。

大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

三つの方針()に関する。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針

教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組(内部質保証)に関する。重点的に認証評価を行うものとする。

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(2) 認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

施行通知

(留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待)

- 評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)
- 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む)
- 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む)

など

74

認証評価制度の改善について

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」 (平成30年11月26日中央教育審議会答申)

<具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づき改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。

加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。

また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。

機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。

また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。

さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。(学校教育法第109条第5項)
 - 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする。(学校教育法第109条第6項)
 - 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。(学校教育法第109条第7項)
- 大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設ける**ことにより、我が国の大学における**教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

施行通知

評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において、必要な見直しを引き続き検討する。

75

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

文教・科学技術

(基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

教育振興基本計画（平成30年6月15日）

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

・今後の教育政策に関する基本的な方針

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

認証評価機関一覧（令和3年5月現在）

| 認証評価機関名（機関別認証評価） | 評価の対象 | 認証日 |
|---|----------------------------------|--|
| 公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構 一般財団法人 大学教育質保証・評価センター 一般財団法人 大学・短期大学基準協会 | 大学 | 平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成17年7月12日 令和元年8月21日 令和2年3月30日 |
| 一般財団法人 大学・短期大学基準協会 公益財団法人 大学基準協会 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | 短期大学 | 平成17年1月14日 平成19年1月25日 平成21年9月4日 |
| 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 | 高等専門学校 | 平成17年7月12日 |
| 認証評価機関名（分野別認証評価） | 評価の対象分野 | 認証日 |
| 公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会 | 法科大学院 | 平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成19年2月16日 |
| 一般社団法人 A B E S T 2 1 | 経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報） | 平成19年10月12日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | 経営（経営学、経営管理、国際経営、会計、ファイナンス、技術経営） | 平成20年4月8日 |
| 特定非営利活動法人 国際会計教育協会 | 会計 | 平成19年10月12日 |
| 一般財団法人 日本助産評価機構 | 助産 | 平成20年4月8日 |
| 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 | 臨床心理 | 平成21年9月4日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | 公共政策 | 平成22年3月31日 |
| 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | ファッション・ビジネス | 平成22年3月31日 |
| 一般財団法人 教員養成評価機構 | 教職大学院、学校教育 | 平成22年3月31日 |
| 一般社団法人 日本技術者教育認定機構 | 情報、創造技術、組込み技術、原子力 | 平成22年3月31日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | 公衆衛生 | 平成23年7月4日 |
| 一般社団法人 A B E S T 2 1 公益財団法人 大学基準協会 | 知的財産 | 平成23年10月31日 平成24年3月29日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | ビューティビジネス | 平成24年7月31日 |
| 公益社団法人 日本造園学会 | 環境・造園 | 平成24年7月31日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | グローバル・コミュニケーション | 平成28年3月29日 |
| 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 | 社会福祉 | 平成29年2月2日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | デジタル・コンテンツ系 | 平成29年8月24日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | グローバル法務 | 令和元年11月15日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | 広報・情報 | 令和2年3月30日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | 教育実践 | 令和3年5月10日 |

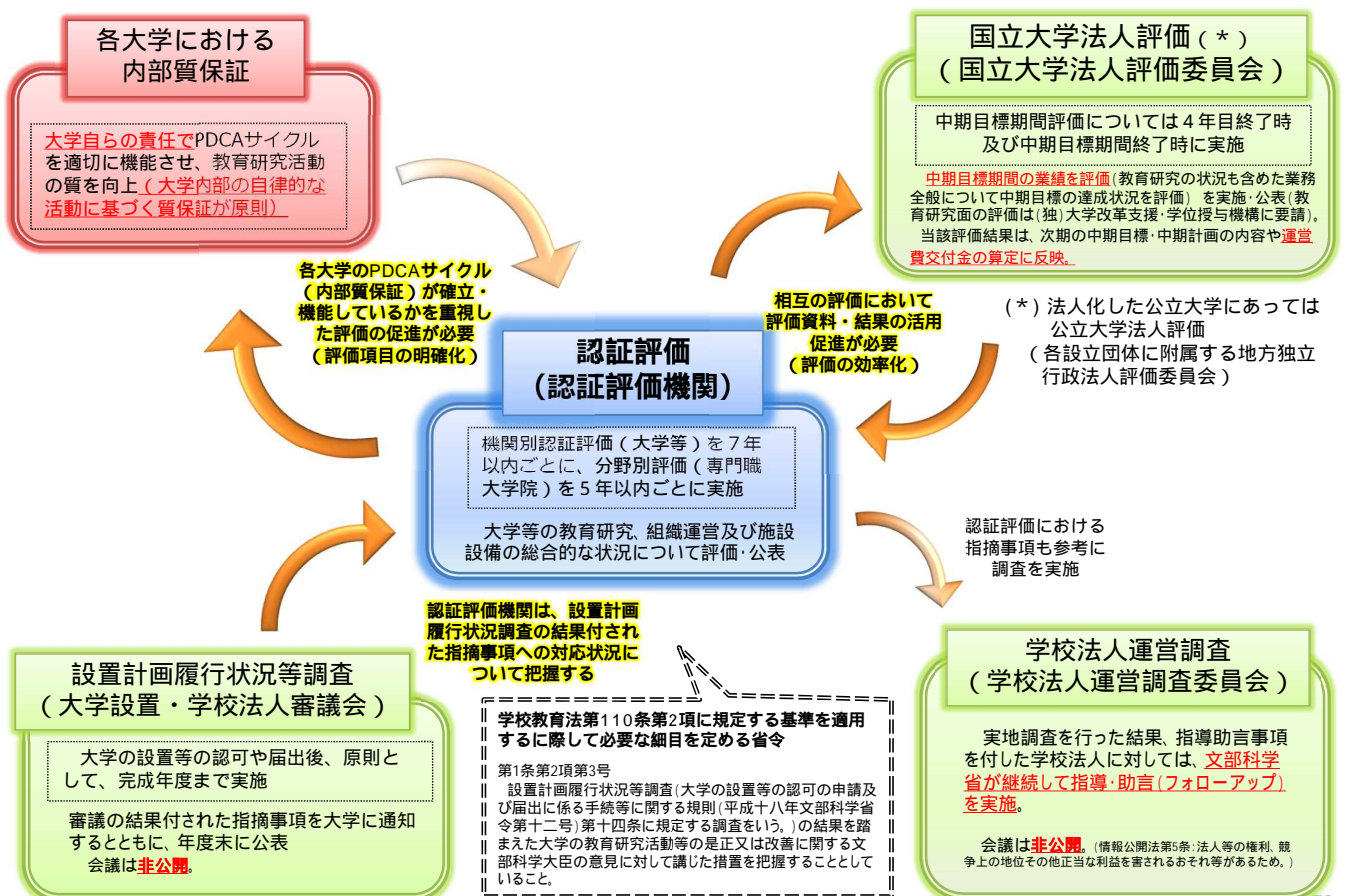
評価結果と再評価(1)の実施状況(平成16年度～令和2年度)

(機関別認証評価(大学、短期大学及び高等専門学校)の評価実施数)

| | 結果の種類 | 評価結果(5) | 再評価後(6) |
|-----------------------------|----------------|---------|----------|
| 公益財団法人 大学基準協会 | 適合 | 727 | 22 → 754 |
| | 保留・期限付適合(2) | 30 | |
| | 不適合 | 12 | 7 → 14 |
| 独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構 | 大学評価基準を満たしている | 439 | 439 |
| | 大学評価基準を満たしていない | 1 | 1 |
| 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | 適合 | 669 | 29 → 698 |
| | 保留(3) | 34 | |
| | 不適合 | 7 | 4 → 11 |
| 一般財団法人 短期大学基準協会 | 適格 | 667 | 15 → 682 |
| | 保留・条件付適格(4) | 18 | |
| | 不適格 | 1 | 1 → 1 |

- 令和元年度までは、判定が保留となった大学に対して、再評価の機会を設けていた。令和元年度の学校教育法の一部改正により、「認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする」とし、「保留」判定は想定されないことを通知。
- 第1期及び第3期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第2期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。
- 「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)
- 第3期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適格、不適格を最終的に判定。第1期では、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第2期では、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。
- 評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。
- 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。「再評価」の他に、「不適合」に対する「追評価」の機会を設けている(2年以内。令和元年度までは大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構のみ。令和2年度以降は全認証機関。「追評価」を受けるかは大学等の任意。)が、令和元年度まで実績はない。

認証評価制度と他の質保証制度との関係について(イメージ図)



諸外国の高等教育における主な機関別評価等について

| | 英国 | アメリカ合衆国 |
|--------------|---|---|
| 質保証機関 | 英国高等教育質保証機構(QAA)(1997年～) | 連邦教育省が認定した機関または高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)が認定した機関 |
| 主な機関別評価 | 質・基準レビュー(2018年～) ・質・基準レビューの受審は、学生局(OfS)が管理する高等教育機関登録の登録要件の一つとなっている。 | アクレディテーション(1905～) 国として統一した大学評価制度はなく、大学や産業界による自主的な質保証が行われている。 各評価機関の会員資格審査として実施。 |
| 評価サイクル | 設定なし。登録後は、学生局の定期点検で問題が見つかった基準を随時確認。 | 評価機関により異なる。 地域別と宗教別では7 - 10年、専門分野別では5 - 6年が上限。 |
| 評価結果の表し方 | 適合 / 不適合 ・英国の高等教育の基準と質に関する原則である「クオリティ・コード」に適合しているか確認。 | 評価機関により、4 - 8段階と異なる。(認定 条件付認定 処分を伴う認定 不認定の順に評価) 例)MSCHE(中部高等教育委員会):認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令(ここまでが適格認定)、不認定 |
| 評価後のフォローアップ等 | 学生局の点検で問題が見つかった場合、質・基準レビューを随時実施。 | ・7 - 10年の長期認定の場合、中間報告書の提出を義務とする場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。 ・条件付認定、保留、警告などの場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。その内容や実施までの期間は、評価機関や評価結果により異なる。 |
| 評価結果の活用 | 学生局の高等教育機関登録の登録要件の一つ。登録機関は、教育・研究助成などの公的資金の受給、学生支援金の受給、留学のTier 4学生ビザの受給資格の付与、学位授与権及び大学名称使用権の取得申請が可能。 | ・連邦政府奨学金の受給資格を付与。 ・各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。 |

出典: 大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

80

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について

| | ドイツ | フランス | オランダ | オーストラリア |
|--------------|---|--|--|-------------------------------------|
| 質保証機関 | ドイツ学修課程アクレディテーション財団(GAC)(1999～)の認定機関、または欧州高等教育質保証登録機関(EQAR)に登録されている質保証機関 | 研究・高等教育評価高等審議会(HCERES)(2014～) | オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)(2003～) | オーストラリア高等教育質・基準機構(TEQSA)(2011～) |
| 主な機関別評価 | プログラム・アクレディテーション(2000～) システム・アクレディテーション(2008～) ・大学は または のいずれかを 選択し受審することが義務。 | 機関別評価 前身の研究・高等教育評価機構は2007年から実施 | 機関別オーディット(2011～) プログラム評価(2003～) は任意、 は義務 | 機関登録、機関再登録(2012～) 「登録」とは設置認可を指す。 |
| 評価サイクル | 初回 5年、6年 2回目～ 7年、8年 | 5年 | 6年 | 7年(上限) |
| 評価結果の表し方 | 3段階(適格認定、条件付認定、不認定) | 記述式で表される。 | 3段階(適格 / 条件付き適格 / 不適格) | 3段階(登録 / 条件付き登録 / 登録不可) |
| 評価後のフォローアップ等 | 適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。 | - | で適格の場合は限定的プログラム評価を受審、条件付き適格の場合は2年以内に限定的プログラム評価と追評価を受審。 | リスクアセスメントを毎年実施。 |
| 評価結果の活用 | - 州レベルの地域評価団体等による外部評価では、評価結果は州における高等教育機関への財源配分の際に考慮される。 | 国から大学等への予算配分など。 HCERESは、予算配分の決定過程には関与しない。 | 学位授与権の付与、政府奨学金等の受給資格の付与。 | 登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。 |

出典: 大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

81

6. 参考資料

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成30年11月26日 中央教育審議会） 【 教育の質の保証と情報公表 ... 「学び」の質保証の再構築 ... 】

【実現すべき改革の方向性】

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていること。
- このための**多様で柔軟な教育研究体制**が各高等教育機関に準備され、こうした教育が行われていることを確認できる**質の保証**の在り方へ転換されていること。

全学的な教学マネジメントの確立

（「教学マネジメント指針」の作成）

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、**教育の改善・改革に繋げることが重要**。
- このようなPDCAサイクルは、**大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要**がある。



各大学における取組に際する留意点などを網羅的にまとめた**教学マネジメントに係る指針**を、大学関係者が参画する**大学分科会の下()で作成し、各大学へ一括して示す。**

()2018/11/20の中央教育審議会大学分科会で「**教学マネジメント特別委員会**」を設置。

教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例

| | |
|--|----------------------------|
| 教育内容の改善 (カリキュラム編成の高度化) | 教職員の資質の向上 (FD・SDの高度化) 等 |
| 教育方法の改善 (シラバスの記載の充実、成績 評価基準の適切な運用) | |

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、**学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用**する。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、**積極的に説明責任を果たしていく**という観点からも、**大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表**する。
- 情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について**教学マネジメント指針**の中に提示したりするなど、**情報公表を促進**する。

把握・公表すべき情報の例

| | |
|-------------------------|-------------------|
| 単位・学位の取得状況 | 入学者選抜の状況 |
| 卒業後の進路の状況 (就職率、就職先等) | 留年率・中退率 |
| 学修時間 | 教員一人当たりの学生数 |
| 学生の成長実感・満足度 | 履修単位の登録上限設定の状況 |
| 学生の学修に対する意欲 | 早期卒業や大学院への飛び入学の状況 |
| | FD・SDの実施状況 等 |

- これらの情報について、**当該大学のみならず社会全体が効果的に活用**することができるよう、**全国的な学生調査**や**大学調査**を通じて、**整理し、比較できるよう一覧化する機能**を設けることが必要。

【実現すべき改革の方向性】

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

を確認する質保証システムへの転換

設置基準の見直し

昭和31年（進学率が右上がりの時代）に制定された大学設置基準が現状に適用するかどうか等について検討する必要



- ✓ 時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、**抜本的な見直し**を検討する。

具体的には、**定員管理、教育手法、施設整備等について、学生/教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方**などを含め、検討に着手する。

- ✓ 定性的な規定については**解釈の明確化**を図り、これに基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるよう、解釈に関する**通知を発出**する。

認証評価制度の充実

（法令違反等に対する厳格な対応）

- ✓ 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、特色ある教育研究活動を積極的に発信
- ✓ 認証評価機関は、自らが定める大学評価基準に適合しているか否かを認定
- ✓ 受審期間の見直し
- ✓ 認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、**人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況を確認**

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
 そのためには、教育組織としての大学が**教学マネジメント**という考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組むこと、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く求められるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的にかつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげていくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役割・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼・支援を得るといふ好循環の形成が求められる

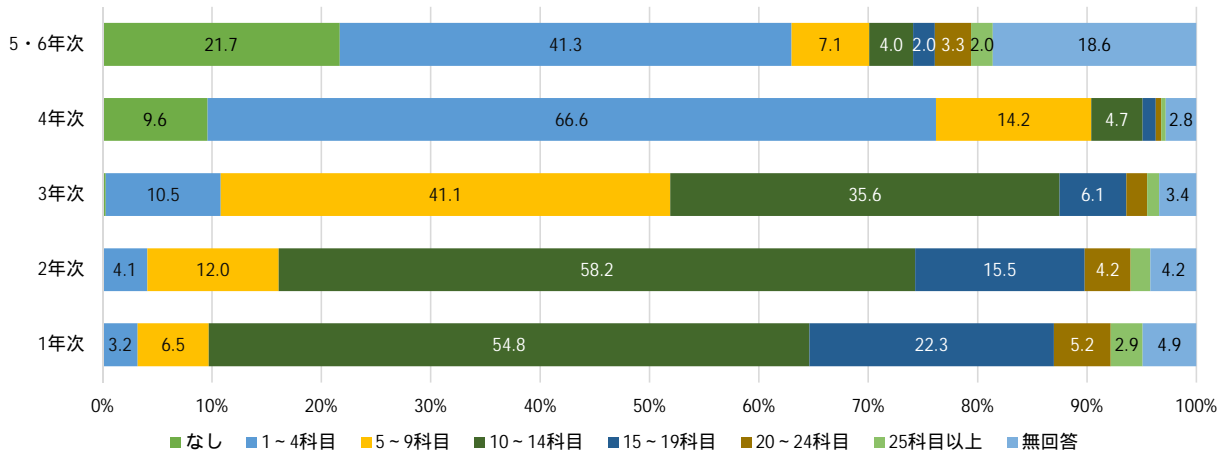
積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

学年別の履修状況について

- 1年次及び2年次では「10～14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15～19科目」の学生が多くなっている(1年次2年次ともに最頻値は12科目)。
- 3年次になると履修科目数は「5～9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10～14科目」が35.6%を占める(最頻値は10科目)。
- 4年次(「医・歯・薬」を除く)になると最頻値は1科目(29.3%)であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出



出典: 国立教育政策研究所調査(平成28年度)より文科省で作成

86

地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ 大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。
- ✓ 地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。

地域連携プラットフォームの構築

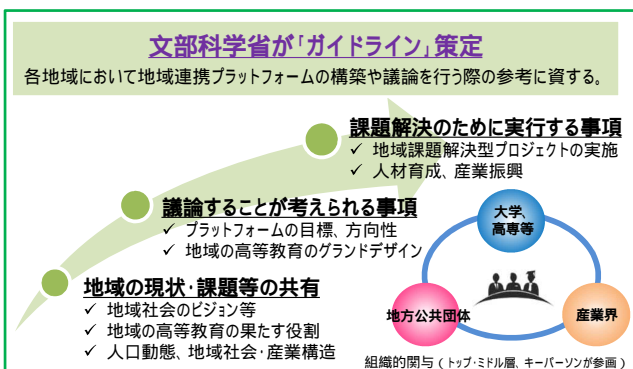
- 地域の国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築し、連携体制の強化。地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図る。

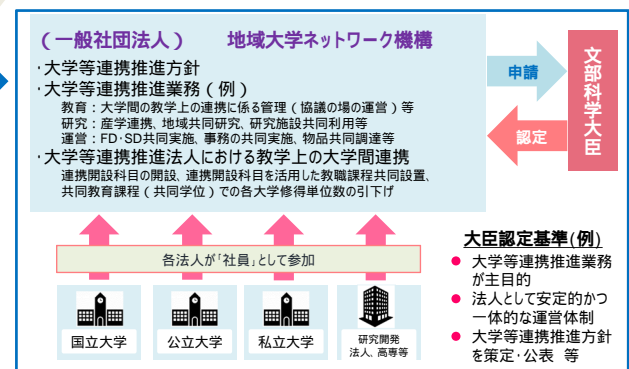
大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組む。

地域の国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を創設。



議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。



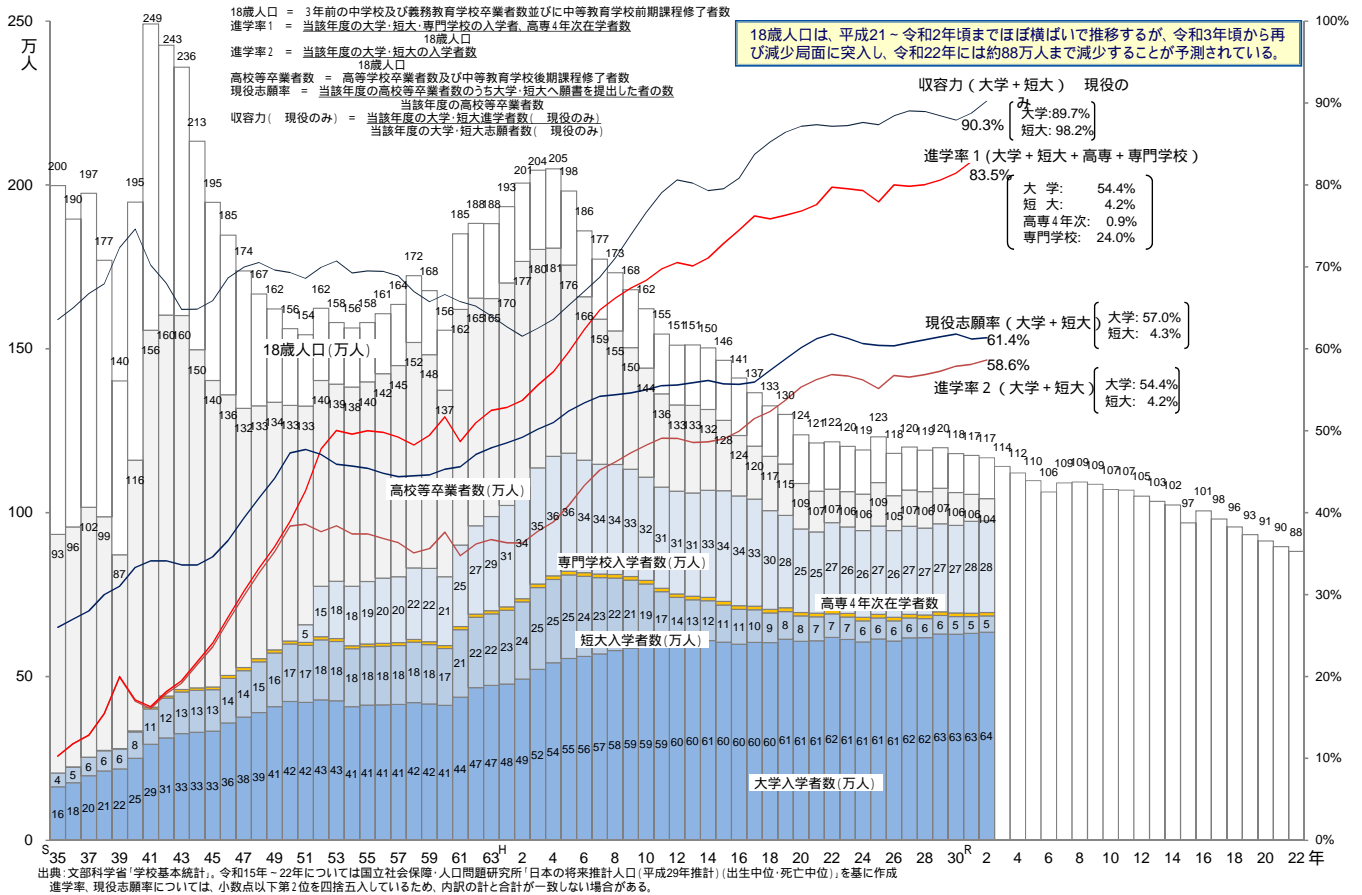
地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

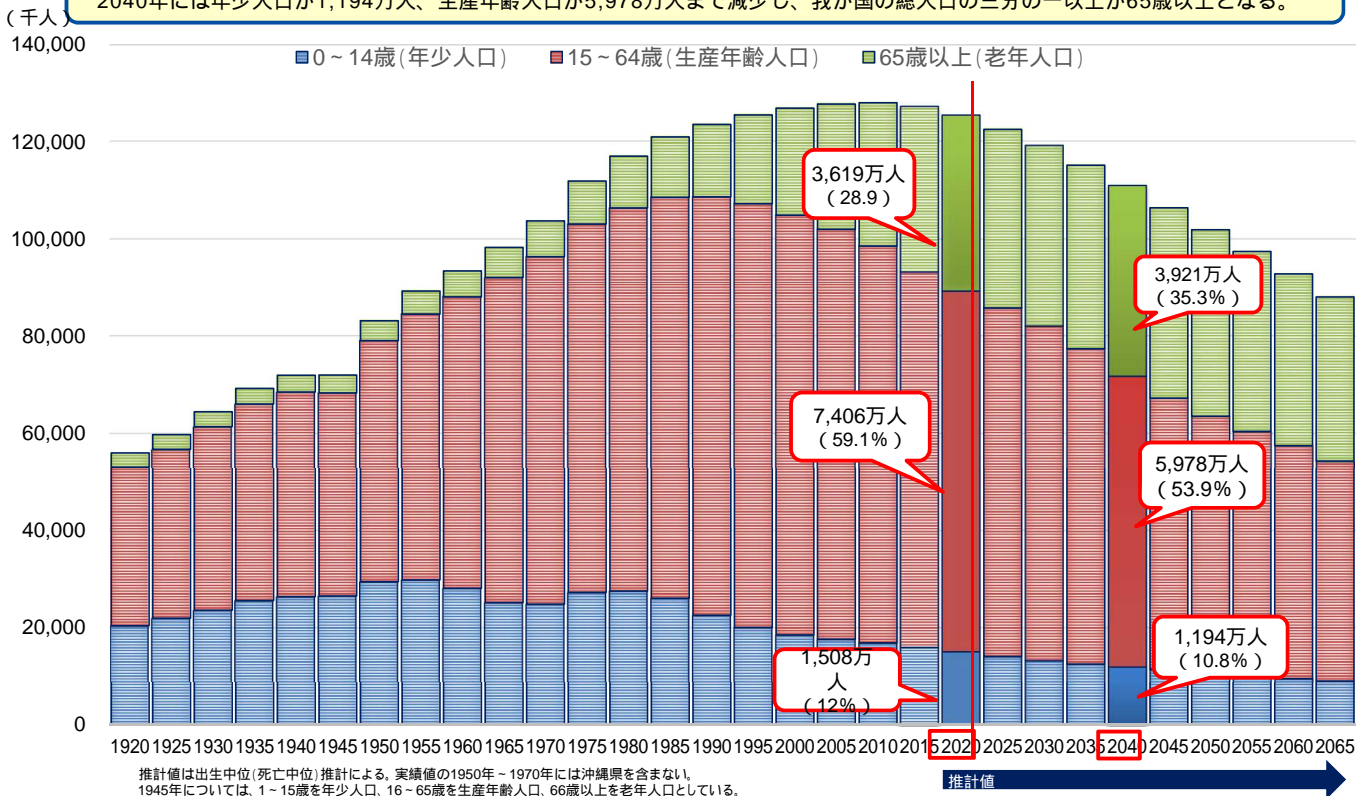
87

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



人口の推移と将来推計

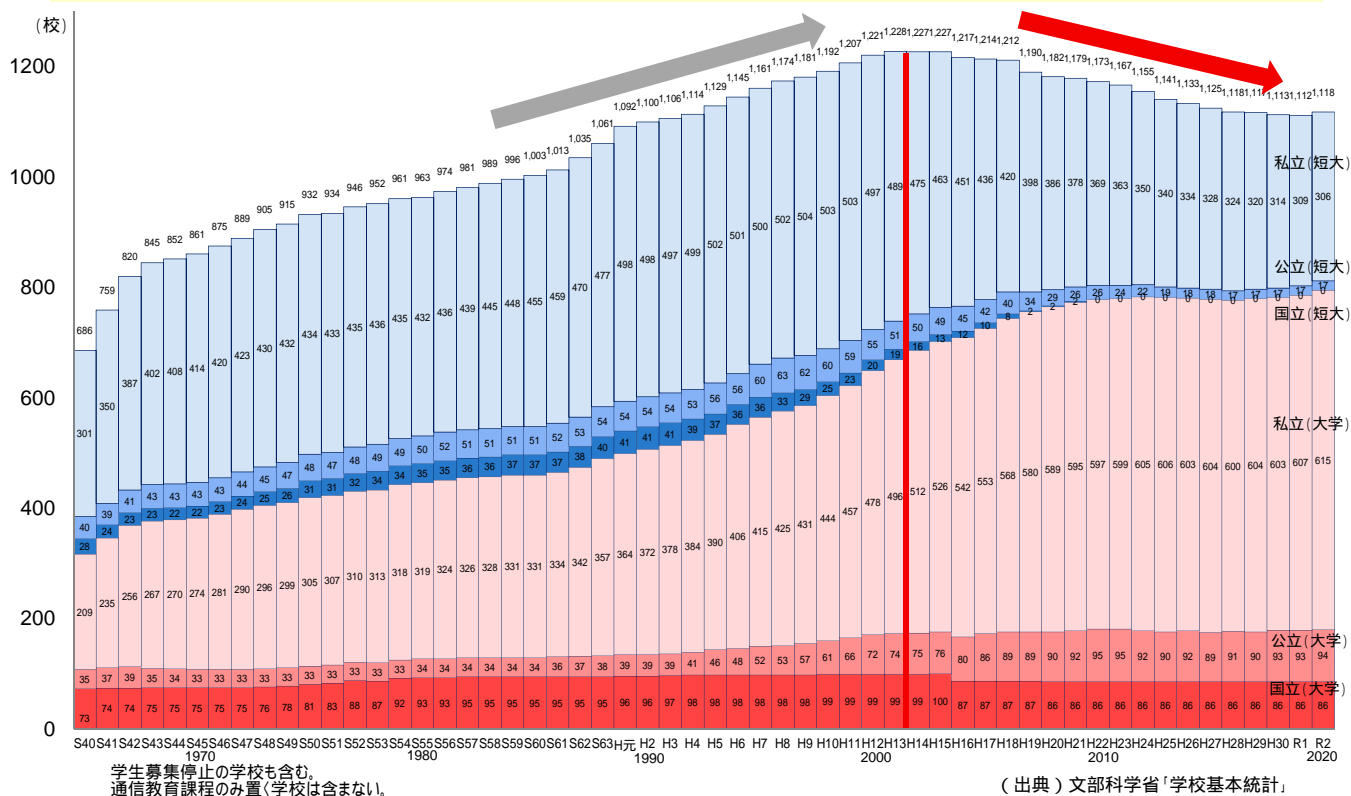
国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



大学・短期大学数の推移

【近年の主な傾向】

四大化や廃止により短期大学数は減少。平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少。国立大学数は平成16年以降減少。



マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

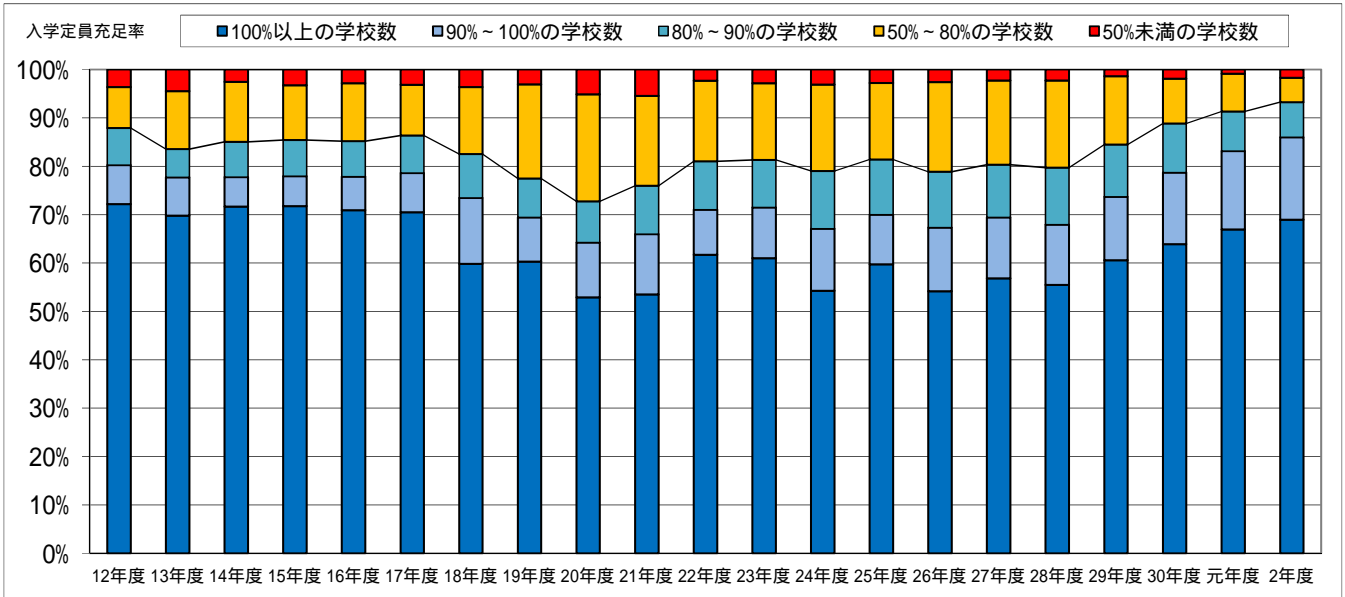
マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

| 段階(進学率) | エリート段階 (~15%) | マス段階 (15~50%) | ユニバーサル段階 (50%~) |
|-----------|-------------------------------------|--|--|
| 高等教育の機会 | 少数者の特権 | 相対的多数者の権利 | 万人の義務 |
| 高等教育の目的 | 人間形成・社会化 | 知識・技能の伝達 | 新しい広い経験の提供 |
| 高等教育の主要機能 | エリート・支配階級の精神や性格の形成 | 専門分化したエリート養成 + 社会の指導者層の育成 | 産業社会に適応する全国民の育成 |
| 教育課程 | 高度構造化(剛構造的) | 構造化 + 弾力化(柔構造的) | 非構造的(段階的学習方式の崩壊) |
| 学生の進学パターン | 中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。 | 中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。 | 入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。 |
| 高等教育機関の特色 | 同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校) | 多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加) | 極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される) |
| 社会と大学の境界 | 明確な区分、閉じられた大学 | 相対的に希薄化、開かれた大学 | 境界区分の消滅、大学と社会の一体化 |
| 意思決定の主体 | 小規模のエリート集団 | エリート集団 + 利益集団 + 政治集団 | 一般公衆 |
| 学生の選抜原理 | 中等教育での成績又は試験による選抜(能力主義) | 能力主義 + 個人の教育機会の均等化原理 | 万人のための教育保証 + 集団としての達成水準の均等化 |

【参考文献】M.トロウ「高学歴社会の大学」(天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976)より喜多村和之が図表化

私立大学における入学定員充足率の推移

私立大学においては、入学定員充足率は年々上昇。令和2年度では、9割を超える私立大学が、入学定員充足率80%以上を達成。

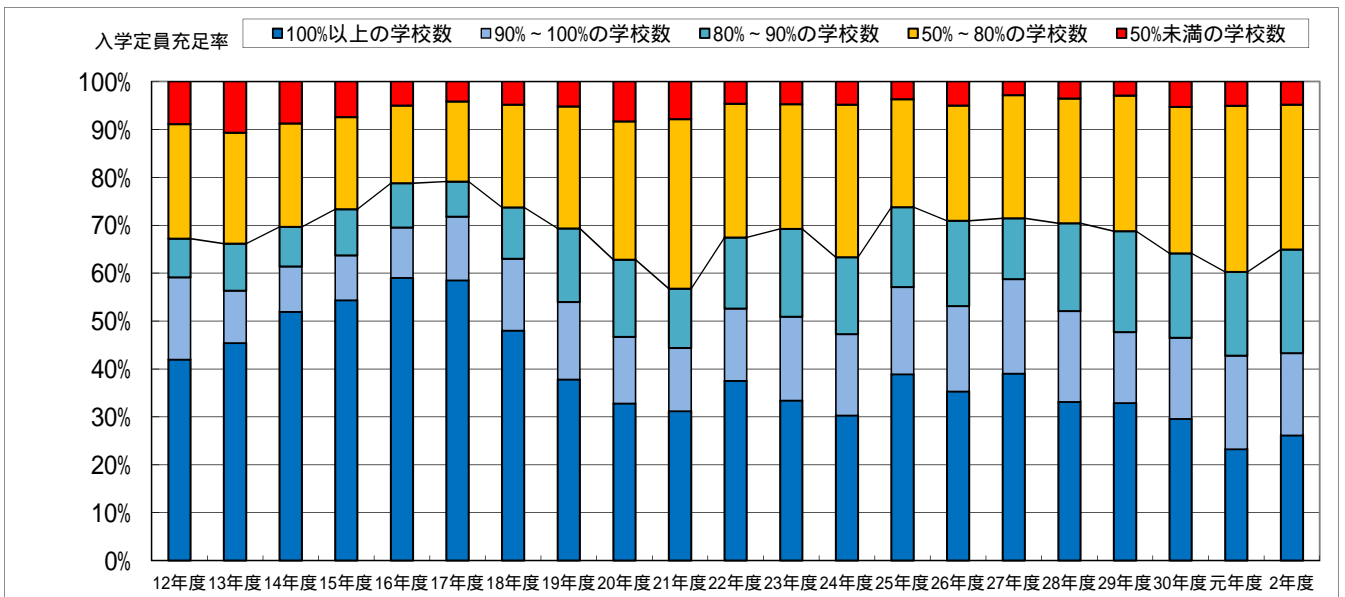


| 区分 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員未充足校 | 131 | 149 | 144 | 147 | 155 | 160 | 221 | 222 | 266 | 265 | 218 | 223 | 264 | 232 | 265 | 250 | 257 | 229 | 210 | 194 | 184 |
| 割合 | 27.8% | 30.2% | 28.3% | 28.2% | 29.1% | 29.5% | 40.2% | 39.7% | 47.1% | 46.5% | 38.3% | 39.0% | 45.8% | 40.3% | 45.8% | 43.2% | 44.5% | 39.4% | 36.1% | 33.0% | 31.0% |
| 充足率80%以上校 | 414 | 412 | 432 | 445 | 454 | 468 | 454 | 433 | 411 | 433 | 461 | 465 | 456 | 469 | 456 | 465 | 460 | 491 | 517 | 536 | 553 |
| 割合 | 87.9% | 83.6% | 85.0% | 85.4% | 85.2% | 86.3% | 82.5% | 77.5% | 72.7% | 76.0% | 81.0% | 81.3% | 79.0% | 81.4% | 78.9% | 80.3% | 79.7% | 84.5% | 88.8% | 91.3% | 93.3% |

日本私立学校振興・共済事業団「令和2(2020)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

私立短期大学における入学定員充足率の推移

私立短期大学においては、入学定員充足率の推移は横ばいであるが、厳しい状況となっている。令和2年度では、入学定員充足率80%以上の私立短期大学は全体の65%程度。



| 区分 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員未充足校 | 267 | 245 | 209 | 190 | 164 | 159 | 194 | 227 | 242 | 245 | 215 | 225 | 230 | 198 | 207 | 192 | 208 | 204 | 212 | 228 | 215 |
| 割合 | 58.0% | 54.6% | 48.0% | 45.7% | 41.0% | 41.5% | 52.0% | 62.2% | 67.2% | 68.8% | 62.5% | 66.6% | 69.7% | 61.1% | 64.7% | 61.0% | 66.9% | 67.1% | 70.4% | 76.8% | 73.9% |
| 充足率80%以上校 | 309 | 297 | 303 | 305 | 315 | 303 | 275 | 253 | 226 | 202 | 232 | 234 | 209 | 239 | 227 | 225 | 219 | 209 | 193 | 179 | 189 |
| 割合 | 67.2% | 66.1% | 69.7% | 73.3% | 78.8% | 79.1% | 73.7% | 69.3% | 62.8% | 56.7% | 67.4% | 69.2% | 63.3% | 73.8% | 70.9% | 71.4% | 70.4% | 68.8% | 64.1% | 60.3% | 64.9% |

日本私立学校振興・共済事業団「令和2(2020)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

- 国立大学は平成14～19年度にかけて14組が統合し、私立大学は平成20～令和2年度にかけて8組が統合した。

国立大学の統合

29校 14校

| 統合年度 | 統合後 | 統合した大学 |
|------|--------|---------------|
| H14 | 山梨大学 | 山梨大学、山梨医科大学 |
| " | 筑波大学 | 筑波大学、図書館情報大学 |
| H15 | 東京海洋大学 | 東京商船大学、東京水産大学 |
| " | 福井大学 | 福井大学、福井医科大学 |
| " | 神戸大学 | 神戸大学、神戸商船大学 |
| " | 島根大学 | 島根大学、島根医科大学 |
| " | 香川大学 | 香川大学、香川医科大学 |
| " | 高知大学 | 高知大学、高知医科大学 |
| " | 九州大学 | 九州大学、九州芸術工科大学 |
| " | 佐賀大学 | 佐賀大学、佐賀医科大学 |
| " | 大分大学 | 大分大学、大分医科大学 |
| " | 宮崎大学 | 宮崎大学、宮崎医科大学 |

<国立大学法人化後>

| 統合年度 | 統合後 | 統合した大学 |
|------|------|----------------------|
| H17 | 富山大学 | 富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学 |
| H19 | 大阪大学 | 大阪大学、大阪外国語大学 |

私立大学の統合

18校 8校

| 統合年度 | 統合後 | 統合した大学 |
|------|----------|---------------------|
| H20 | 慶応義塾大学 | 慶応義塾大学、共立薬科大学 |
| " | 東海大学 | 東海大学、九州東海大学、北海道東海大学 |
| H21 | 関西学院大学 | 関西学院大学、聖和大学 |
| H23 | 上智大学 | 上智大学、聖母大学 |
| H25 | 常葉大学 | 常葉大学圏大学、富士常葉大学、浜松大学 |
| H27 | 桐蔭横浜大学 | 桐蔭横浜大学、大宮法科大学院大学 |
| H30 | 北海道科学大学 | 北海道科学大学、北海道薬科大学 |
| R2 | 関西国際大学 | 関西国際大学、神戸山手大学 |
| R3 | 大阪医科薬科大学 | 大阪医科大学・大阪薬科大学 |

高等教育の修学支援新制度における大学等の機関要件について

支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数 以上配置されていること。
4年制大学の場合、13単位（標準単位数12.4単位の1割相当）
* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。
2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

直前年度の貸借対照表の「運用資産 - 外部負債」がマイナス（法人の決算）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満（大学等の状況）

専門学校等の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

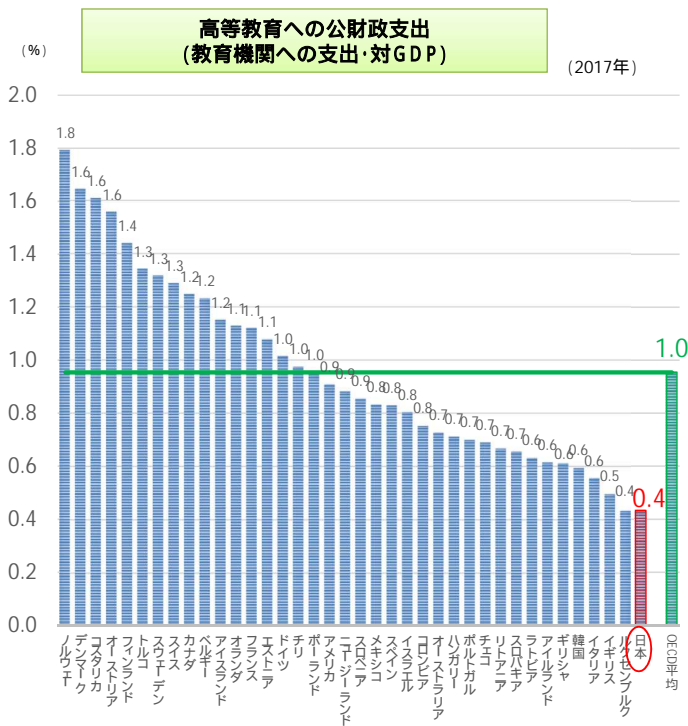
高等教育関係予算の推移【H16～R3年度】



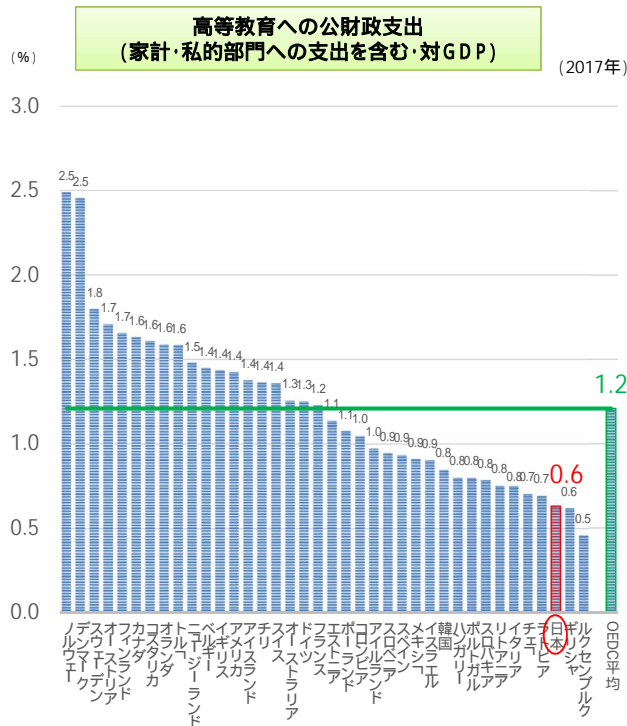
(注1) H29年度及びH30年度の国立大学法人関係(交付金)は、国立大学法人機能強化促進費を含む。
 (注2) 私学助成関係には、他局計上分及び内閣府移管分(子供・子育て支援新制度分)を含まない。
 (注3) 日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)を含まない。
 (注4) 復興特別会計計上分及び内閣府計上分(高等教育修学支援新制度分)を含まない。
 (注5) R1年度及びR2年度には、「臨時・特別の措置」を含まない。
 [R1年度: 国立大学法人関係: 30億円、私学助成関係: 78億円、その他: 57億円(船舶建造費)]
 [R2年度: 国立大学法人関係: 28億円、私学助成関係: 38億円、その他: 57億円(船舶建造費)]

高等教育への公財政支出(対GDP比)

国の経済規模(GDP)に対して、高等教育への公財政支出は、OECD諸国の中で極めて低い水準。



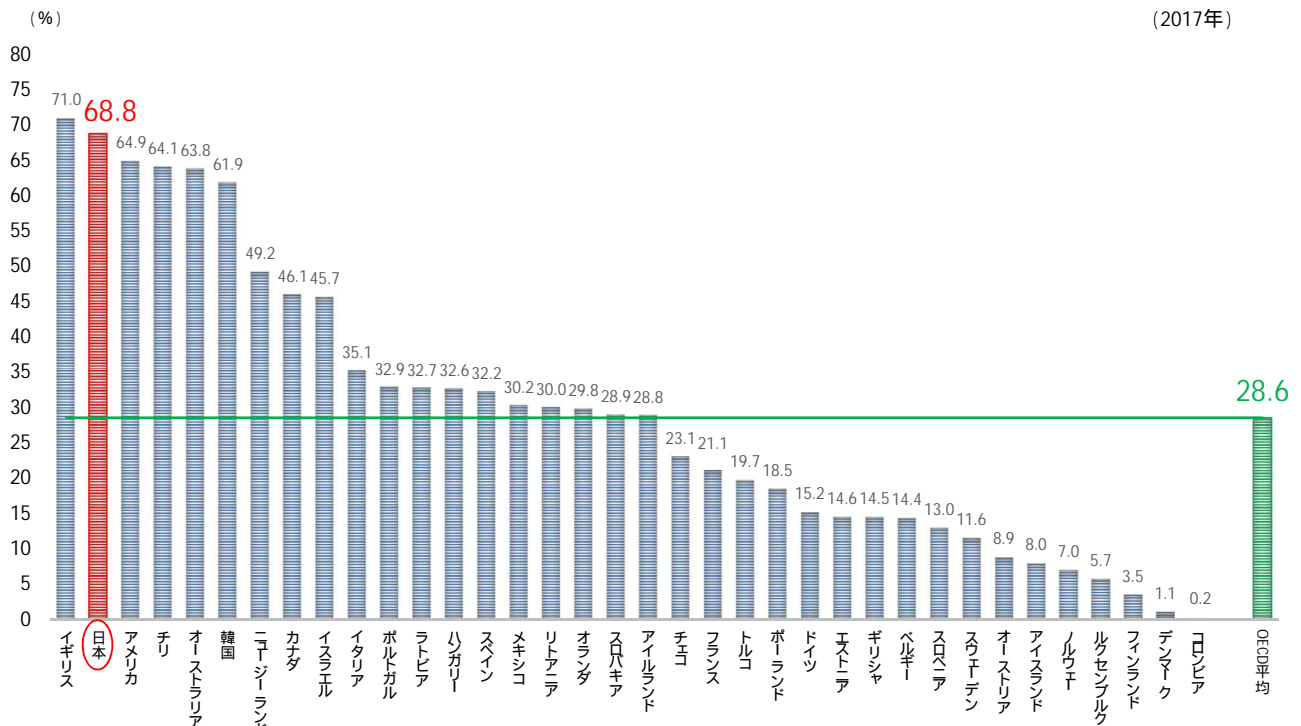
注1: データはOECD加盟38カ国。
 注2: 「教育機関への支出」には、奨学金等の個人補助を含まない。
 注3: 「家計・私的部門への支出」は、奨学金等の家計や学生への支出を指す。



注4: 我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。
 注5: 我が国の参照年度は、平成29年度。

高等教育機関への教育支出における私費負担割合

高等教育段階における私費負担の割合は、OECD加盟国の中で高い水準。



注1: OECD加盟38カ国のうち、スイス、コスタリカを除く。
 注2: 他の教育段階に係るデータが一部含まれる。
 注3: 我が国の参照年度は、2017年度(平成29年度)。

出典: OECD「Education at a Glance 2020(図表でみる教育2020)」